

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

週報

號日一十月十

發刊三周年記念號
附錄・歐洲時局要圖

特輯
會談座
物價停止は
如何に行はれるか

支那事變戰況
大戰から大戰への歐洲

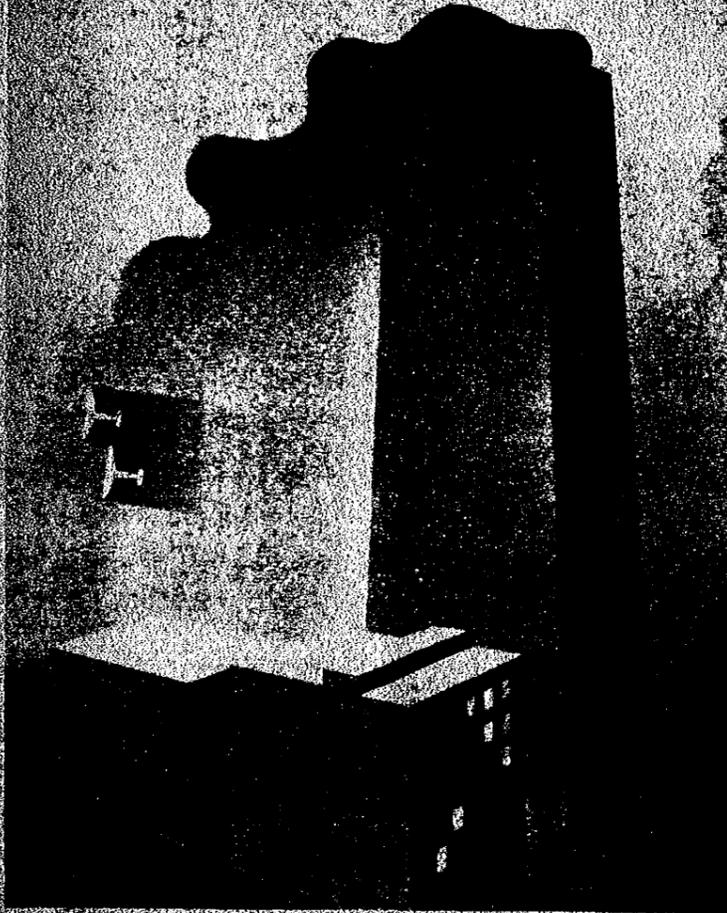
第一五六號
昭和十四年十月十一日發
昭和十四年十月十一日發
昭和十四年十月十一日發

週報
昭和十四年十月十一日發
昭和十四年十月十一日發
昭和十四年十月十一日發
內閣印刷局印刷發行
特大號 十錢



(判A51格規定國はさ大の書本)

へ行遂の策國濟經



露光量違いにより重複撮影

週報

内閣情報部編輯

發刊三周年記念號

(十月十一日)

特座 物價停止は如何に行はれるか

支那事變戰況

各地掃蕩戰の概況

海軍航空部隊の活躍

精勵の頁

特別 大戰から

寄 大戰への歐洲(上)

稿 文藝博士 村川堅固・豊

週日誌

十月一日
 ▼支那派遣軍總司令部南京に創設、西尾總司令官支那民衆並びに第三國民に聲明を發す
 ▼ラ牛島の要港で最後の抵抗を續けてゐた波軍遂に獨軍に降服(十月一日)

十月二日
 ▼支那事變第十五回論功行賞公表、四千二十名に恩賞の御沙汰あらせらる
 ▼海軍の荒智成都を中支軍發表
 ▼阿部内閣最初の地方初空襲
 ▼澤田茂陸軍中長官會議開く
 ▼在上方參謀次長に補せらる
 ▼海軍海軍當局英砲艦五隻揚子江引揚げを發表
 ▼ハル米國務長官米は波國の征服を承認せずと聲明す

十月三日
 ▼ノモンハン事件のわが戦病死傷者一萬八千名と地方長官會議席上發表さる
 ▼九月中の南支軍戰果、敵遺棄死體四千四百餘に對し、わが方戦死七十、戦傷十六と南支軍發表
 ▼賀島省要綱閣議決定
 ▼支那方面艦隊司令長官、温州南方官船頭に新作艦展開につき第三國艦船に立退通告
 ▼英砲艦二隻黃浦江を抜錨下江

十月四日
 ▼湖南戰線に於ける三日までの戰果、敵四十二ヶ師撃滅、遺棄死體二萬五千と支那派遣軍發表
 ▼澤木中將の率ある練習艦隊外國航海に上る
 ▼上海抗日テロ團檢舉

特 輯 物 價 停 止

價 格

價格引上の全面的停止—この断の措置はわが経済界に、ひいてはわれわれの國民生活にも影響するところは大きい。従つてこれが如何に實施されるか、われわれの關心もここに集る。また時局に處する國民として、これらについて正しい理解と明確な認識を持つて、國家の命ずるところ、これに處する用意も必要である。

そこで内閣情報部では、一夕、企業院をはじめ内務・大藏・司法・農林・商工・逓信・鐵道・厚生各省から、この問題の第一線にある關係官の出席を願つて、座談會を開催、價格・資金・供給・地代・家賃等全般に亘る今回の措置について質疑を試み、その内容を速記し、こゝに問答體の解説記事として特輯することにした。

價格停止は何故必要か

(問) 今日の場合どうしても物價統制の思ひ切つた措置を急速に施す必要があり、價格等の引上禁止について國家總動員法に基づく勅令の發動を見ることがなつたのであります。が、就きましては、先づこれ

らの勅令の發動をしなければならなくなつた今回の措置の根本眼目とでもいふべきことを、お話を願ひたいと思ひます。

(答) それでは只今お話の點について考へてゐるところを申し上げますが、世間でもよくいはれてゐるやうに、物價の全面的引上禁止といふのはそれ自體が目的ではないので、それですつかり仕事が終わつたといふわけではないのであります。結局物價といふものは經濟現象の複雑ないろいろな働きの結果現れてくるのですが、物價の間にはお互に密接な關係がありまして、一つの物價があがれば必ず他の物價があがるといふ關係にあるわけです。それでだん／＼と物價騰貴の傾向が強くなつ

座 談 會 如 何 に 行 け る か

て参りますと、一部の物價を抑へてゐるだけでは、その抑へた物價を維持すること自體もやがては困難になる。いゝ響(きこ)ではありませんが、たとへば水が噴き出して來る場合を想像して、それを上から無理に抑へてゐようとする。さういふ關係にあるので、従來は公定價格制度といふのでいろ／＼努力をして相當の効果をあげて來たのであります。しかしながらそれでは今申したやうな點で十分でないと感じられてきたので、それで將來公定價格制度を一層廣汎にかつ的確にやら

うといふ前提として、今回の物價の全面的引上禁止といふことを考へたわけは、

それで物價の全面的引上禁止をやることは今日までの間にも何回も論議せられたかと思ひますが、今回はちやうど歐洲の動亂(どうらん)が起つて、いろ／＼の將來に對する見透し(みとおし)を基礎にして思惑(しごく)なんかも行はれてくるし、思惑が行はれなくても、海外の物資の不足に伴ふ輸入品價格の騰貴(とうき)といふやうなことからまた日本の物價にも影響する、また輸出の方面からも日本の物價に影響することといふので、海外の事情からも相當影響を受けることが豫想(よそう)されるやうになりましたので、この時機に處して對策を誤らないやうにするためにも、物價の全面的引上禁止といふことを急遽決定したわけでありませう。

(企業院)

九月十八日のいはれ

(問) 九月十八日で押へたやうですが、これに何か意味がありますか。

〔答〕 九月十八日で押へたといふのも、別に意識的にその日がどうかのといふことはないだらうと思ふので、たゞ九月十九日に物價その他の一般的引上禁止といふ重大政策を閣議で決定發表した、さういふことを發表してから後の日を指定期日にするといふことが出来な



いことといふことが問題になります、これにはいろいろ問題があらうと思ふのですが、なるべく避けられないことが經濟界の混亂を来さない、かういふことになると思ひます。さうすれば、一般世間にかうい

ふ政策を決定したといふことが消滅しない限りは、その前日といふのが最も公當のところだと思ひます。(商工省)

地代、家賃は何時が基準か

〔問〕 しかし地代、家賃については昨年の八月四日を押へるやうですが、それについて厚生省の方からどうぞ。〔答〕 地代、家賃については昨年の八月四日に中央物價委員會から總合の決議を以て、現在以上の値上は家主の自主の自制によつて差控へて貰ふやうにしたいといふ意味の答申が政府にありました。もと／＼地代、家賃は他の物價の騰貴に後れて騰貴する傾向がありまして、事變が起りまして一年、當時は漸く騰貴の情勢が顯著になつてきたといふ時機でありました。従つてこの際、何等かの騰貴抑制の方策を講ぜねばならぬといふことになりまして、當日、厚生省商工省内務省と三省の次官の依命通牒をもつて各地方長官に宛てて、地主、家主の自制によつて現在既にある地

代家賃については現在額以上の値上を差控へ、今後定める地代、家賃もこの趣旨に準じて出来るだけ低廉に定めるやう指導することといふ趣旨の指示を致しまして、それに基づいて地方廳では種々の方策を講じました。その結果、全國大多數の地主、家主の人々は政府の方針に従つて今まで値上を差控へて來てゐられる。かやうな次第で、地代、家賃の騰貴抑制の應急的措置とし

停止一年間の理由

〔問〕 引上禁止が勅令で施行の日から一年間と決められ

物價停止に際して阿部首相談

一四・九・一九
◇物價騰貴の抑制は時局下經濟政策の中心をなすものを以て政府は豫て之が對策の實施に付鋭意努力し來りたるが物價騰貴の趨勢は依然止まる所なく殊に價格等の公定を見ざるものに就ては其の傾向著しく我が國の財政、經濟、産業、國民生活等に及ぼす

影響甚慮すべきものあり、偶々今次歐洲戰亂の勃發するや物價の騰貴は更に一段の拍車を加ふるの虞あるに至りたるを以て此の際強力なる價格政策を速に實施するの要切なるものあるを痛感せり。
◇是に於て政府は慎重研究の結果内外諸情勢に適應したる我國物價の安定を期する爲應急的對策として國家總動員法の關係條項を發動し價格、運賃、賃

〔答〕それは一年間だけといふ意味ではなく、臨時應急の措置であるといふ意味であります。さつきも申上げますやうに、本當の目的は適正な公定價格を作るといふことでありますから、その間に出来るだけ準備を整へて、かういふ應急的な措置は或る時に至つたならば廢止したい、さういふ考へなであります。(商工省)

切符制度の前提か

〔問〕この引上禁止は切符制度の前提かといふことをよく訊かれますが、さういふことになるのでせうか。

〔答〕さういふことは今は考へて居りません。(商工省)

引上禁止から何が除外されてゐるか

〔問〕そこで引上禁止の對象となつてゐるものは、勅令(價格等統制令)でも「價格等」といふ言葉を使つてゐるやうに、一般商品の價格ばかりでなく、運送賃・保管料・損害保険料・賃賃料或ひは加工賃といふ風なもの

國家總動員法第十九條
政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

〔答〕これで大體重要な價格現象は入つてゐるつもりですが、しかしなほ例へばサーヴィス料とか、手数料とか、比較的重要でないかと考へられる價格の現象で除外されてゐるものがあります。(企畫院)

〔問〕生物が除外されてゐるやうですが、生物の中でも相當の統制をしなければならぬものがあらうと思ひますが、それについて一つ……

〔答〕一般に生鮮食品といつても、その中に鹽乾魚類とか或ひは乾燥野菜とかいふ風なものが含まれて居ります。これ等はいはゆる生鮮食品の中から除きまして、價格停止令の對象に入らぬものだと思つて居ります。

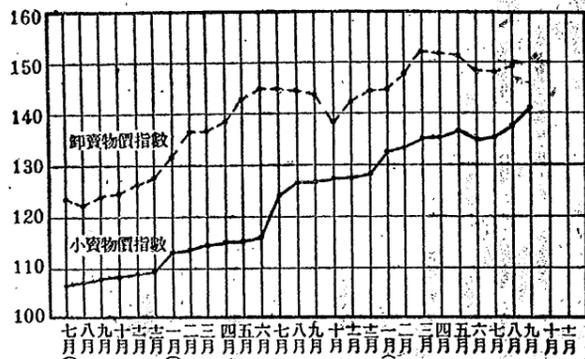
がみんな入つてゐるやうですが、それでも尙ほ且つ除外されるものがあるやうですが、どんなものが除外されて居りますか。

すが、何れにしましてもこれらは追つて詳しい分類を研究して決定致すものと存じます。(商工省)

〔問〕生物について、何か措置をお考へですか。

〔答〕これは別途對策を講ずるといふことになつてゐます。それにつきましては大體今まで大都市に中央卸賣市場といふものがありまして、その中央市場でやつて居ります取引の方法は糶を原則と致して居りますが、この糶が物價を上げる因になりはしないかといふお尋ねがまよひ々々出るのであります。今日行はれて居ります糶と申しますのはたゞ徒らに糶り上げるといふのでなしに、その當日の入荷状況等に基づきまして、仲買人が糶参加を致す前に大體その日の相場を入れるのであります。昨今のやうにいろいろの物價を抑制する時になつて参りますと、臨時應急の處置として過去數ヶ年間に互るその季節におけるその物の出廻り状況とか最高價格を檢討致しまして、値巾を定め、最高價格に至つた場合にはその糶を停止するといふやうな方法も一つの案として考へられますし、或ひはま

小賣物價指數と卸賣物價指數との比較



た初めから標準價格といふやうなものを大體決めて置きました、その物の値段を附けて行くといふやうなことも考へられませう。

小賣物價指數・昭和四年十二月十六日現在ノ價格ヲ100トス
卸賣物價指數・昭和四年十二月ノ平均價格ヲ100トス

それからまた小賣市場の整備、擴充をはかり、中央卸賣市場と結びつけまして、出来るだけ緊密な連絡統制を保たすやうに致し、食料品を小賣市場から一般消費者に出来るだけ豊富圓滑に配給するやうな方法も考へたいと思つて居ります。(商工省)

協定価格

(問) 協定価格を決めさせることになつてゐるやうですが、その決める組合がないものについては……

(答) この際なるべく同業者を纏めていろ／＼な組合を拵へさせるやうに指導したいと思つて居ります。必ずしも商業組合法によるものであるとか、或ひは工業組合法によるものと限定致しませんで、廣く價格協定を目的とする申合せ團體といつたやうなものもこの際臨時的に認めまして價格の協定をさせる、かういふ指導をしようと思つて居ります。(商工省)

いはゆる九・一八價格とは

入つたり——品物がなくなつたり出来たりするものがあります。さういふものはつきましては去年の同じ季節の價格とか、春秋二度季節があるものについては前のシーズンの價格とか、さういふやうなものを標準にしようと思つてゐるのですが、この點は今まだいろ／＼研究中であります。(企業院)

九・一八價格が不當に高い時は

(問) 九月十八日を押へた關係で、その時の價格が甚だしく不當だと思はれるやうな高い場合には、どんな措置をお執りになりますか。

(答) それは著るしく不當と認められるときは主務大臣が引下げ得るといふことになつて居ります。(商工省)

物の偏在はどうするか

(問) そこで一齊に引上禁止をやるので、その時に偏在してゐるものについては矯正方法でも講ぜられるのですか。

(問) 九・一八價格といふことで押へてゐるのですが、九月十八日に價格等について額のない場合はどういふことになりそうですか。

(答) 九月十八日に商賣がないといふ場合がまづ問題になると思ひますが、商賣がなくてもその人の店で物を賣つてゐて、お客が買ひにきたらこの値段で賣るといふことが決つて居ります場合には、その値段に決めたと思ひます。それから全然品物を賣つて居らない場合、これが九月十八日のいま仰しやつた額がないといふ場合だと思ひますが、さういふ場合には、暫く休んでゐるが相當、廻つて前には賣つてゐた、一ヶ月前とか十日前には賣つてゐたといふやうな場合にはその額が参考になりますし、それから全然新しく今までなかつた品物を取扱ふといふ場合には、それに類似の品物の値段といふのでありまして、これはもう少し詳しく何か規定に書かないといかないわけですが、大體考へ方としてはそれに似たやうなものの値段、それからまた季節によつて値段の變るもの、或ひは出たり

(答) それは大體配給統制の方を強化して行けば是正されると思つて居りますし、いま多くの重要商品については配給規則がございまして、

から、その方で對策を立てられます。但しそれと十分な場合は更に國家總動員法第八條の規定に基づきましていろ／＼な對策を立てなければならぬかとも考へて居ります。(商工省)

協定價格までの取締方針

(問) 協定價格が出来るまでに相當期間が掛りませうし、その間にかなりいろ／＼な不都合なことが起るのではないか。これまでも關取引とか何とか、随分不都合なことがあつたやうに聞いて居りますが、經濟警察の方のお取締の方針なり、今御計畫になつてゐる御施設なりについて、お話を願ひたいと思ひます。

〔答〕 大體國策の遂行については業者並びに一般國民の理解と協力が根本に必要だと思ひます。これがなければ、單なる取締のみを以てしてはこの國策の圓滑なる遂行は到底出來得ないと思ひます。ですから取締に當りましても、國策の山つて立てられた所以、並びに法令の趣旨目的等を十分に周知理解して貰ひまして、業者並びに一般國民が心からこの國策遂行に協力するやうにして貰ひたいと思ふのであります。

従つて、取締の方針も指導防犯を第一義として、法の不知に基づくと遠反とか、輕微な遠反等については十分に將來を戒めて貰ふやうに指導的取締を致しますと同時に、計畫的に惡意を以て遠反を取つてする者については、又遠反の事柄が極めて重大な影響を及ぼすやうなものに對しては、已むを得ず斷乎たる取締を加へたいと思ふのであります。

唯この際關係して申上げておきたいのは、この大きな經濟統制の確保の爲めの取締につきましては、價格等の取締を致すに過ぎません、よく話題に上ります

いはゆる關取引等の取締を徹底させると同時に、價格等の抑制によつて物資の需給が不圓滑になることが最も困ることありますから、價格等の取締の際には併せて物資の圓滑なる需給を確保することに留意致しまして、取締つて行きたいと思つて居ります。(内務省)

物資の配給統制

〔問〕 今の、取締と一緒には物資の圓滑なる需給を確保することが大切だといふお話はまことに尤だと思ひますが、これらについて商工省の方で……

〔答〕 大體重要物資の配給についてはそれ／＼配給統制規則がありますから大した問題は起らないと思ひます。それから今一つ、總ての物價その他を或る日で釘付けにしますから、特に圓滑に配給が出來ないといふことはないと思ひます。反對に今までは、價格の騰貴がありはせんかといふので、寧ろ物資が退蔵されてゐるやうなこともあつたのぢやなからうか。若し假りにさういふことがあつたとすれば、かういふ工合に一般的に引

上を禁止されればさういふことがなくなるので、寧ろ配給は従前よりも圓滑になるのぢやないかと思ひます。しかし、假りにその豫想に反して物資需給の不圓滑といつたことが現はれましたならば、先程も申上げたやうに國家總動員法第八條の規定によつて強力な配給統制をやつて行かなければならない。さやうに考へて居ります。(商工省)

農林水産物の統制

〔問〕 農林水産物について何かお話しは……

〔答〕 農林水産物についての配給統制のことです。これは今後出荷統制協議會といふやうなものを設けて、従来も一部のものについてはやつて居りましたが、今後はその範圍を一層廣げまして、一箇所に物が偏在したり、各産地からの出荷が一時に殺到したりせぬやう、出來るだけ收穫の豫想などを基準に、それをどういふ風に出荷調整してゆくかについて、農林省と商工省と協力して、出荷統制協議會を積極的に

實施するやうに致したいと思つて居ります。

それから又生鮮食品中の生蔬菜果實についても滿洲國へ出荷するものがずん分あります。これらも内地と滿洲支那方面との割當配給をどういふ風に致しますか。これらもやはりこの出荷統制協議會によつて一般的に強力な統制を取りたいと考へて居ります。(商工省)

農村との關係

〔答〕 今度のオール・ストップに關聯して農村の方の事情を一寸申上げてみたいと思ひます。大體今まで皆さんからお話のありました事柄は農村の方でも全部適用されることになりましたが、たゞ農村關係で除外される品目について申上げますと、今のところはつきり決つてゐるのは先程もお話のありました生鮮食品、それから立木竹、家畜、家禽、それから一般的に除外されるものとしては耕地、山林、原野等の土地及び建築物の價格、これ等が農村關係でオール・ストップから除外されることに大體内定してゐる主なものであります。生

絲について目下研究中です。

それからもう一つ農村の方で最も強く關心を持つてゐる小作料の問題であります。小作料は一般の貨料と同じやうにこのオール・ストップの對象になつて居ります。しかし小作料については九月十八日の小作料を以て停止することは、その内容を考へて見ますとなか／＼實效を擧げることが困難であります。従つて一應九月十八日の小作料でストップは致しますが、引續いて適正な小作料の形成について別箇の勅令を出すやうに目下準備中であり、従つて不日總動員法の勅令が小作料に關して出る運びになると思ひます。それからもう一つ、九月十八日の價格でオール・ストップを致しました場合に、農村は御承知のやうに五百六十萬戸もあつて、各の農家の販賣價格を確保することは非常に困難な問題であります。従つてこれを確保するには組合その他の團體の協定價格を相當廣範圍に認めて行かなければならないと思ひます。その趣旨によつて廣く協定價格を認めて、九月十八日の價

格を確認して行きたいといふ考へを持つてゐるわけであり、それには例へば農會とか、産業組合、農事實行組合等の活動に俟たなければならぬものが多々あると思つて居ります。それから勅令が發布せられますまでの間、及びその後の最も重要な問題として協定價格を作ること努力したいと考へてゐる次第であります。(農林省)

運賃などはどうなるか

問 次に逓信省關係の運賃や備船料といふ風なものはどういふことになりませうか。

答 運賃や備船料といふやうなものが物の値段について非常な大きな役目を演ずるといふことは申すまでもないことでありまして、さういふ建前からしてやはり今回の物價昂騰抑制の大きな一環として働いて行くといふことになるのであります。

なほこの運賃や備船料に關しても九月十八日の額を如何にして認定するかといふことにつきましては種々

困難を伴ひ、又一般物價とは些かその行き方を異にする點も起ると思ふのでありますが、出来るだけ早い機會に海運統制委員會その他の團體をして自賠價格を作らしめ適正を圖り度いと考へて居ります。

次に第三國關係の海上運賃につきましては、純然たる外國諸港間及び輸出入の運賃は外貨獲得上等の點から云つても原則として之を抑へる必要はないと思ひます。

以上申上げました運賃統制に伴ひまして配船統制を益々完全ならしめるやう努力しなければならぬことは申す迄もありません。

なほ航空輸送料金も本勅令の運送賃の中に含まれることは勿論であります。之は航空法に基づく認可に係つてゐるのでありますから、その認可された輸送料の額に依ることとなるのであります。

次に運送賃ではありませんが電氣料金につきましても、電力管理法、電氣事業法等に基づきまして決定又は認可に係つて居りますので、これ等既存法令に基づいて國策的見地に立ち決定、認可された料金に依るこ

ととなるのは航空輸送料と同様であります。(逓信省)

鐵道運賃は

問 鐵道關係の運賃については鐵道省ではどういふ風になさいませうか。

答 國有鐵道の運賃は國が自ら施行してゐる運賃ですから、この勅令から除外されるものと考へて居ります。しかし國有鐵道としまして、建前としては運賃を上げるべきではないのでありまして、現在運賃の値下を考へて居ります。現行運賃は大正十年以來の運賃で、事變以來値上をしてゐないのであります。十月一日から生産擴充關係物資等に對しまして年額千五百萬圓ばかりの運賃低減をすることになつて居ります。その後にもまた運賃制度整理の意味で相當額の運賃低減を圖ることに目下準備中であり、運賃等級を整理する結果として、全體としては値下になります。が、極く特殊の部分に値上を見ることが絶対にないとは申されませんが、しかしこれは全體として値下をす

當條項によつてなされた處分と見なすといふ風に規定
されますから、別段不都合は生じないと思ひます。な
ほ暴利取締令といふ商工省令がございますが、これも
價格統制の法規としては相當威力のある法規ですが、
これはちよつと趣が違ひまして、平時にも適用ある規
則でありますから、若干の改正を加へて存続したいと
考へて居ります。(商工省)

價格統制違反の罰則

〔問〕 この價格統制に關する勅令に定められたことに
違反して契約したり、支拂つたり、受取つたりしたといふ
場合には、どういふ處罰を受けることになるのでせうか。

〔答〕 これは御承知の通りに國家總動員法第十九條に基
づく命令違反になりますので、同法三十三條の規定に
より三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せら
れるといふことになつて居りますのと、なほ情狀に
因りましては懲役及び罰金を併科する、例へば懲役一
年および罰金三千圓に處すといふ風な判決が出来るこ
とになります。

國家總動員法第三十三條
左ノ行號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス
一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ勅令若シテ禁止ニ違反シタル者
二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者又ハ輸入ヲ得ザル者
四 第十條ノ規定ニ依ル勅令若シテ勅令ノ使用又ハ取用ヲ拒ミ、妨グ又ハ暴
シタル者
五 第十三條ノ規定ニ依ル懲役ノ執行若シテ工作物ノ管理、使用若シテ取用又
ハ從業者ノ取用ヲ拒ミ、妨グ又ハ暴シタル者
六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

高い値段で買つたらどうなる

〔問〕 さう致しますと、われ／＼が店へ行きまして、決
められた價格よりも高いものを買つた場合には、五々
も罰せられることになるのでせうか。

〔答〕 われ／＼が店に參つて買ひます場合は、多くはそれ
が上つて行く。その代り下る時には物價の方が先に下
つて、やはり半年か二年位遅れて賃金の方が下る。か
ういふのが今までの物價と賃金の上り下りの傾向であ
ります。

國家總動員法第六條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動
員上必要アルトキハ勅令ノ定
ムル所ニ依リ從業者ノ使用、
雇入若シテ解雇又ハ賃金其ノ他
ノ労働條件ニ付必要ナル命令
ヲ發スコトヲ得

しかし最近事變關係
から非常に生産力擴充
が唱へられ、従つて工
場も新設され、労働力
に對する需要が非常に
多くなつたものではな
か、賃金が急によつて
来たやうな狀況です。

昭和十二年の事變の前あたりを基礎に取つてみる
と、物によつては三割四割と云つた上り工合の物もある
のです。ところで一般の賃金統計といふものは労働者
の平均賃金で以て統計が出て居ります。平均賃金とい
ふのは御承知の通り、或る事業に従事してゐる労働者
の老若男女總ての賃金を頭割に割付けたものが平均賃

賃金

賃金停止は何故必要か

〔問〕 それでは次に賃金の方に移ります。勞務者の賃金
については今度措置を講ぜられるのでありますが、現在
の賃金の實情は寧ろ一般物價よりも遅れてゐるといふ
のに、賃金を抑へると國民生活の上から非常に困るぢ
やないかといふ話がありますが、賃金について措置を
執られる實情を一つお話願ひたいと思ひます。

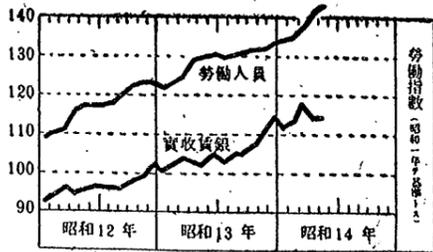
〔答〕 賃金の方が遅れてゐるといふのは、これは實際過去
の實情からいふと、好況時代にはどうしても物價の方が
先によつてきて、それから半年か一年位遅れて賃金

金になります。ところが事變で新しく工場が起つてくると、比較的若くて賃金の少ない人が数が殖えてくる。従つて古い人が賃金が上つて行つても、安い人がどんどん入つて来るから平均賃金は割合に上つて来ないやうな状況です。それを今度は本當の賃金の分るやうな統計に直してみると、去年會社に入つて一年経つた人がどの位である、今年と同じ位の経験の人がどの位である、去年は初めて入る人が幾ら、今年は初めて入る人が幾ら、五年位経つた人は去年は幾らであつた、今年は何年である、といったやうな同じ條件の労働者を較べてみると、初めて賃金がどの位の割合で上つてゐるかが分るわけです。われ／＼の方でさういふもので調べて居りますと、特に重工業方面では相當上つて居りますし、平和産業方面でも最近には上つて来てゐるといふことが出来ます。

が相當澤山含まれてゐるから、自然物の値段を抑へることが出来なくなる。そこで物の値段を抑へるために已むなく賃金の方も抑へる。かういつた順序で賃金もストップを掛けなくちやならぬやうな實情に立到つたわけです。

そこで賃金と物價との関係ですが、大體からいふと、物價を抑へれば賃金の方は抑へなくとも、事業家の方で儲けからなくなれば自然にそれ程賃金を拂はなくなるといふことも考へられるのですが、實情としてはやはり物價を抑へる以上は賃金も或る程度以上上つては困るから抑へる。かう兩方兼ねて行かないと、従來何處でも物價政策としては失敗してゐる。それで今度のストップになつたわけです。

ですからその趣旨は、特に賃金がこれ以上一般的に釣上げられることのないやうにといふのが趣旨であります。無論ストップといつても、物の値段のやうに或る一定の値段で以て止つてしまふ、九月十八日に幾ら賃金を貰つて居つたからそれ以上は幾ら働いても取れ



(注) 日本銀行調、民営工場のみ、昭和十四年五月まで

ぬといつたやうな、本當の釘付けではなくして、やはり九月十八日と同じやうな基準で以て押へる。即ち實収賃金を押へるのはなくして、その賃金の計算される基礎を押へて行かうといふ趣旨であります。従つて能率が上ればそれだけ賃金が取れるし、又或る年限が経つて昇給すべき時になれば昇給は差支へない。かやうな考へ方です。

要は一齊に賃金を値上せるとか、釣上げると云つたことのないやうにといふことを今度のストップの主眼として居ります。(厚生省)

賃金の凹凸

(問) 九月十八日に賃金のストップをやつた関係で凹凸があるから、従つてその時に高い方へ労働者が流れて行くやうなことがありはしないかと思ひますが、この點は如何でせうか。

(答) とにかく九月十八日に或る賃金が經濟界を動かしてゐたわけですから、全體的には大したことはないだらうと思ひます。たゞ局部的にはさういふ問題もあるかと思ひますが、それは別途に考慮しなければならぬと思ひます。しかしその際に無條件に低い方をみな上げてしまふといつたやうなことは無論考へられないので、そこでやはり物價と同じやうに協定賃金とか、或ひは公定賃金と云つたやうな制度を運用して、適當な所に落着かせて行く、かやうに考へて居ります。(厚生省)

対象になる労働者は

(問) 労働者と云つてもいろいろあらうと思ひますが、今度措置せられる対象となる労働者はどんなものですか。その點をお話願ひたいと思ひます。

〔答〕 今度の勅令では大體事業によつて區別するといふことになつて居ります。今申上げました通り、賃金のスツップの目的が、物の値段の中に含まれる賃金の總額がこれ以上上らないやうにといふ趣旨でありますから、物の値段に關係のある賃金は、大體今度の勅令の適用を受けます。従つて工業、鑛山、運輸、交通、それから水産業、農業、商業等の色々な商品の生産、並びに流通に關係ある部門の労働者は原則として適用を受けるやうに考へて居ります。しかし、料理店、飲食店、興業館等の従業員や家事用人等には適用させません。(厚生省)

適用される工場の種類

〔問〕 労働者を雇つてゐる工場、鑛山等は幾人以上使つてゐる所には適用するとか何とかいふ定めがあるものでせうか。

〔答〕 ストップといふことは人数による制限は別にありません。全面的に適用する、かやうな考へで居りますが、

いろ／＼な届出の義務の如きは少数を雇つてゐる者は免除されるものもあります。(厚生省)

〔問〕 今運輸、交通といふ語がありました。鑛道の労働者の賃金などはどういふことになりますか。

〔答〕 現在やつてゐることをそのままやつて行くといふことだらうと思ひます。大體昇給等については内規がありますから、その内規を道つて行くことにならうと思ひます。(鑛道省)

〔問〕 船員の方はどうです。

〔答〕 船員についても、今度の運送賃を抑へて行く關係から、その中で大きな部分を占めてゐる船員の給料も當然抑へて行くことにならざるを得ないのではないかと思ひます。これは従來船員については統一的に船員の行政をやつてつたのです。ところが船員の中にも労働者の觀念に該當する船員と、労働者でない船員との二つの分野に當然分れます。今度の勅令によると、労働者たる船員は第六條に基づく關係で律してゆく。それから労働者でない船員は第十一條の經理命令で抑へて

ゆく。この二つの分野に分れて船員の統制をして行くといふ關係になるのではないかと思ひます。

この限界などについてはいろ／＼むづかしい問題があるだらうと思ひますが、大體社會通念に従つて船員の中の普通船員の大部分、それから高級船員の中の或る者——即ち高級船員でも非常に噸數の少ない船舶に乗組んで居つて、比較的肉體労働に従事してゐるやうな者ならば、普通、船舶職員と言はれてゐるやうな者でもこれを労働者として考へてゆく。だからそれは労働者の賃金臨時措置令の方でゆく。他の大部分の高級船員は十一條に基づく方では抑へてゆく。この方針については一般の労働者、或ひは會社職員と歩調を一にして行く。又高級船員と下級船員との間の調整は實際措置としてその間相違の出来ないやうにいろ／＼の點で深甚の考慮を拂つてゆくことによつて歩調を合せてゆきたいと考へて居ります。(選賃省)

そも／＼賃金とは

最近の賃金趨勢 (内閣統計局 昭和十七年七月三十一日)

性別	年齢	八月		七月	
		指数	金額	指数	金額
男	二十歳未満の者の實收賃銀指数	100	100	100	100
	二十歳以上の者の實收賃銀指数	100	100	100	100
	二十歳未満の者の一日平均賃銀實額	100	100	100	100
	二十歳以上の者の一日平均賃銀實額	100	100	100	100
女	二十歳未満の者の實收賃銀指数	100	100	100	100
	二十歳以上の者の實收賃銀指数	100	100	100	100
	二十歳未満の者の一日平均賃銀實額	100	100	100	100
	二十歳以上の者の一日平均賃銀實額	100	100	100	100
子	二十歳未満の者の實收賃銀指数	100	100	100	100
	二十歳以上の者の實收賃銀指数	100	100	100	100
	二十歳未満の者の一日平均賃銀實額	100	100	100	100
	二十歳以上の者の一日平均賃銀實額	100	100	100	100

一、賃金とは現行に労働者が取得する賃金(歩合、手當等を含んだもの)の賃金で、年間の賃金及び賃金総額は含まない。
 二、賃金指数とはその月の賃金指数をその月の生産賃金指数で割り、之を昭和十二年七月のものに比較したもので、賃金の増打の増減を示すもの。
 三、二十歳未満と二十歳以上とに区分したのは、わが國の労働界に於ては二十歳を界として、職工と然らざるものとに分れる情勢だからである。



(問) 一般に賃金と申しましても、なか／＼千差万別で、色々吾々の氣付かないものが實質上の賃金としてあらうと思ふのです。何かの手當とか、或ひは實物で給與してゐることもあらうし、それらのものは總て賃金として取扱ひになるのでせうか。

(答) この賃金の範圍はお話の通り非常に廣いのですが、普通私どもの方で賃金といつてゐるのは或る仕事についての報酬、その他出來高についての獎勵加給といつたやうなものもあります。これは成績の好かつた者にその成績に応じてそれだけ附加へられる獎勵的なものです。この獎勵加給なども賃金と同様に律して行きます。それから諸手當、短期に貰ふ賞與、實物給與、かういつたものは總て賃金と見ます。

しかしこれ以外に尙ほ工場、鑛山等に於て、福利施設としてゐる／＼金銭的な利益が給與される場合があります。この福利施設と考へられるやうなものは今度のストップ令の賃金には入れませぬ。そんな考へ方をして居ります。(厚生省)

賞與はどうするか

(問) 賞與についてはどうです。

(答) 賞與については大藏省關係の經理命令と同じやうな考へです。たゞ労働者の貰ふ賞與には、半期々々に貰ふいはゆるボーナス的なものと、さうでなく、月々いろいろの名目で賞與が出るものがあります。この半期半期のもは普通の俸給取りの貰ふボーナスに相當するものでありますから、これはその期の給料總額に對する一定の割合といつたもので押へてゆくのですが、さうでなく、始終いろいろの名目で出る賞與の如きものは賃金と同じ方式で或る基準を出して貰つて、九月十八日の實情に應じた基準以上に出す場合は地方長官の許可を要する。さういふ方法でストップの賞を擧げたいと思つて居ります。(厚生省)

雇傭主の義務

(問) そこで、今度賃金のストップをやつた關係でお取

精算昇給もいけないか

(問) 昇給内規で昇給を認めてゐられるのですが、非常によく勉強する労働者があるので、何とかしてこれを褒める意味で昇給させたいといつた場合があつても、尙ほ且つ昇給は出來ないのでせうか。

(答) それは地方長官の許可を受ければ、昇給内規によらないでも昇給が出来るわけです。(厚生省)

賃金停止の取締

(問) 賃金の状況等について、何か検査とか臨検とかいふやうなお取締の方法をお考へになつてゐるでせうか。

(答) これは各工場に賃金簿を備へて貰つて、賃金の支拂の都度それを記入して貰ふ。それから賃金支拂についての色々の證據になる書類は保存をして監督に便する、また府縣の工場監督官等による臨検をする、といつたことを考へて居ります。(厚生省)

(問) 今度の賃金ストップで、これを奇貨措くべしとして

締の關係もありませうから、雇傭主に相當の義務を負はさなければならぬと思ひますが、雇傭主に負はせた義務はどんなものがあるでせうか。

(答) 勅令では先づ五十人以上の労働者を雇つてゐる雇傭主は昇給の内規を拵へて居けることになつて居ります。さうして今後の労働者の昇給は總てその内規によらなければならぬことになつて居ります。その他尙ほいろ／＼監督上の必要から月々の給料支拂總額とか、或ひは労働者の數とかは無論届出て貰ふことになつて居りますが、これは省令で規定されるものであります。

それからもう一つ勅令にありますものは、新しく雇入れた者の給料、年齢、仕事の性質、それらは月々總めて翌月に届出て貰ふ。また九月十八日の賃金支拂の基準となつた諸賃金の計算方法、獎勵加給手當等の基準やその後で定めたこれらの基準の届出、かういつたいろ／＼の届出の義務があります。

(厚生省)

雇傭主の方でごまかして儲けてしまふやうな處れはないのですか。つまり本来ならば昇給させなければならぬのを、かういふ規定が出来たから非常にいゝ儲けだといふことで、儲けてしまふことではないですか。

〔答〕 今私どもの所に、これが発表になつてから時々お問合せがあります。そのお問合せは、九月十八日以前に昇給を決定して勞務者に發表して居つた、それを一體どうしたらいいだらうかといふご質問が大分あります。それについては、九月十八日以前に發表したもので、さうして九月十八日以前の賃金からそれを適用することになつて居りますものは——一齊増俸でも物價手當の増額でも同様ですが——無論今度のストップに引掛らないのです。それから九月十八日以前に發表はして居りますが、しかし例へば十月一日からこれを適用するといつたやうなものはどうしたらいいだらうかといふお問合せがあるのであります。これは何れ勅令が出ましたならば、所轄の地方長官に許可を受けて、事實十八日以前に決定して居つたのならば原

則としてこれを認めたいと思ひます。その後昇給させるつもりで居りましたが、今度のストップに引掛つてどうも弱りましたといふのもありますが、これはさういふ趣旨でありまして、一齊増俸といふやうなことでと遠慮して戴きたいと思つて居ります。しかし今お話のやうな、定期の昇給とか、或ひは今までやつて居つた恒例の昇給期に當るといつたものはやはり引續いてやつて戴きたいと思ふので、これはだん／＼勅令の趣旨が一般に當分りになれば、今仰しやいましたやうなごまかしは無論利がなくなると思ひますし、また今のところさういふごまかしについては耳に致して居りません。(厚生省)

國家總動員法第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一、第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ従事セザル者
二、第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

賃金措置令違反の罰則

〔問〕 この賃金臨時措置の勅令に違反した場合にどういふ處分を受けるでせうか。

〔答〕 これは國家總動員法第三十六條に罰則の規定がありまして、一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處すといふことになつて居ります。(司法省)

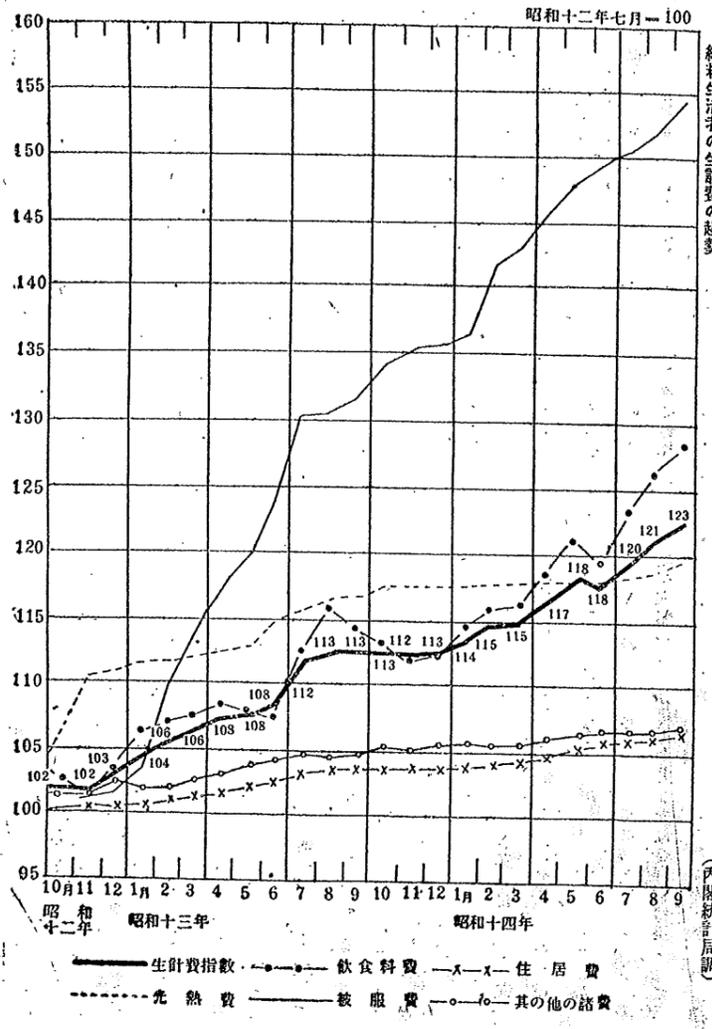
俸給

〔問〕 勞務者の賃金をさやうにストップしてゐるので、それとの權衡から言つても會社の職員等についてその俸給の引上をしてはならぬことと思ひますが、この俸給についての措置をお説明願ひたいと思ひます。

〔答〕 今迄に詳細説明がありましたやうに應急的物價對策として價格等の引上を停止することになり、それに伴つて勞務者の賃金引上をも停止する、これに照應しましてお話しやうに勞務者以外の者の給料、手當

賞與等の給與についても引上を停止するといふことは、一般的價格停止の精神から見ましても、また一般通貨政策の見地からいつても、當然必要且つ適當な措置でありますのでやはり統制を加へることになつたのです。たゞその根據法規を賃金に關して規定してゐるところの國家總動員法第六條に求めるわけにゆきませんので、同法の第十一條に會社の經理に關して必要な命令をなすことが出来ることとあります規定に準據致しまして、今度は會社の職員だけについて給料、手當、賞與等の制限に關する勅令を制定することになつた次第であります。

會社の外に會社以外の法人であるとか、或ひは個人事業であるとか、いろんなものがありますが、これ等の職員の給料等については根據法規の關係上法的制限は設けられません。しかし會社以外のものにつきましても、なるべく歩調を同じくするために、官廳の内面指導なり、或ひは國民精神總動員運動の活動に期待致しますが、要するに勞務者以外の者の給料につきまし



ては、今度の勅令の對象にならないものでも、同じ精神でやつて行かなければならないと思ひます。

會社の職員に對する給料、手當、賞與等の給與に關する制限の内容ですが、

國家總動員法第十一條

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社價ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

會社の職員に對する給與を分けますと、まづ定期的に支給するものと臨時に支給するものと二つに大別出来ると思ひます。

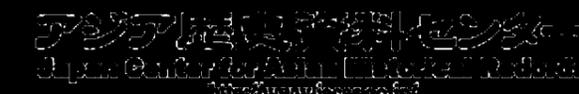
その定期に支給するものの中でも、一定の金額とか或ひは一定の割合と

この準則といふのは、九月十八日現在において、その會社がどういふ種類の給料、手當を支給してゐたか、或ひはまたそれをどういふ階級によつて、どういふ金額を、またどういふ割合によつて支給してゐたか、昇給は大體どういふ經過年月または金額を標準として行つてゐたか、新規に採用する者の初任給はどのいふ標

のであります。また後の方、即ち一定の金額または割合によらないものが、俗にいふ賞與です。

それから臨時に支給される給與といふのは何十周年記念賞與とかその他いろいろな名目で臨時に支給されるものであります。

この三つに分けて規定を設けてゐるのでございますが、まづ一定の金額または割合によつて定期に支給する給與——これを假に給料手當と稱することに致しますが——これにつきましては九月十八日現在におきましてその會社の内規、または慣習として成立して居りますところの一定の準則に従はなければならぬのであります。



準になつてゐるか、さういつたやうな標準をいふのですが、かういふ準則に従つて支給したり或ひは昇給させたりする以外にはやつてはいかん、但し主務大臣の許可を受ければよい、さういふ制限を設けることになるのであります。

次に、定期的ではあるが、一定の金額又は割合のないはゆる賞與であります、これについては役員と社員とに分けます。

役員賞與につきましては前年同期の総額を超えてはならない、社員に對する賞與につきましては前年同期の率と申しますのは社員の月給総額に對する賞與總額の割合で、個人々々に押へるのでなくて役員全體としていふのですが、この率を超えるやうな賞與を支給してはいけません、併しこれも許可を受ければよい、かういふ制限を設けることに致しました。

この二つが定期的なものに對する制限ですが、臨時のものにつきましては、社員とか役員の一部或ひは大部分に對して一齊に賞與を遣るといふやうな場合に

は、政府の許可を受けなければならぬといふことに致しました。

以上が會社の職員の給料、手當、賞與等に關する制限の大概の内容であります、この制限に伴ひまして、會社に一定の届出義務を課することに成ります。

なほこれでお判りになるやうに、今度のストップは給料等については、その引上を一切停止するのではなく、従來と同様の定期昇給は差支へない、たゞその一般的引上を停止するといふことにその趣旨があるのであります。(大藏省)

どんな會社に適用されるか

(問) 會社といつてもピンからキリまであるやうですが、どんな小さい會社についても適用されるのでせうか。

(答) 原則として資本金二十萬圓以上の會社に限つて適用することに致して居ります。もつとも資本金二十萬圓未満の會社でも、例へば相互保險會社の如きは優良

勤勉昇給はよいか

(問) 一定の準則によつての昇給は差支へないことになつて居りますが、賃銀の場合には昇給内規による場合の外に、特によく勉強するといふやうな意味で昇給させたい時には地方長官の許可を受ければよいのですが、會社の職員などについても同様でせうか。

(答) 同様です。主務大臣の許可を受ければ出来ることになつて居ります。(大藏省)

實物給與は

(問) 實物給與の場合はどういふ風にお扱ひになりますか。

(答) 實物給與もやはり金錢による給與と大體同じ取扱をすることに居ります。(大藏省)

官公署はどうするか

(問) 先刻もお話のやうに會社以外のもの、大きな商店

な會社ほど資本金と申しますか、法律上は基金といつて居りますが、それが少いのです。それで二十萬圓以上としましたのは相互會社のやうな非常にたくさん使用人を擁してゐるものが抜けてしまひますから、さういふやうなものを網羅すると、それから相互會社でなくても資本金は小さいが使用人が比較的多いといふやうなものがありますので、一定数以上の職員を有つてゐる會社は資本金の制限にかゝらずこの勅令の適用を受けさせたい、さういふことになつて居ります。(大藏省)

個人商店は

(問) 會社でなくて法人格をもつてゐない大きな商店などではどういふことになりますか。

(答) それは先程も申上げましたやうに、今度の措置では根據法規の關係で法的制限を設けることが出来ないわけですが、したがつて國民精神總動員運動等に期待するところが極めて多いと思ひます。(大藏省)

國家總動員法第三十四條

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
三 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定 變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
四 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保ヲ爲サザル者
五 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産 修理又ハ設備ヲ爲サザル者
第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

とか或ひは官公署、かういふ方面については直接この勅令の適用はないことになりませんが、官公署については何か特別な御措置を講じられることになりませうか。

〔答〕 先程も一言致しましたが、この勅令の適用を受けない國家の官吏であるとか或ひは公共團體の吏員であるとか、或ひは會社以外の法人であるとか個人の仕事に従事する職員につきましても、同一精神でやつてゆかなければなりませんので、關係官廳に於ても然るべく善處するといふ趣旨の申合せが次官會議で行はれました。(大藏省)

罰則

〔問〕 この依給臨時措置の勅令に違反した場合にはどういふ處分を受けるでせうか。

〔答〕 國家總動員法第三十四條の規定に依り二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられることになつて居りまして、その情狀によつては懲役と罰金を併科せられることもあり得るのです。しかしこれは會社側についてのこととす。(司法省)

家賃、地代

八・四家賃とは

〔問〕 それでは次に家賃、地代の問題に移りたいと思ひますが、これは先刻お話のやうに昨年の八月四日といふのを押へて九月十八日ではないことになつて居りますが、家賃、地代の統制の内容について御説明を願ひたいと思ひます。

〔答〕 昨年の八月四日に契約できまつてゐる地代、家賃のある貸地、貸家につきましてはその額を最高額と致しまして今後は——後に述べますやうな特別の事情があつて特に地方長官の許可を受けた場合の外は——その増額を許さないのであります。

八月四日に家賃、地代のないものにつきましては——當時空家だつたとか、その後の新築の貸家といふやうなものがございますが——それは八月五日以後に當事者間に決められた最初の家賃、地代を最高額とするのであります。

また今後勅令が出来てその施行後に地代、家賃の決められる場合も同様、その最初に定める地代、家賃をその貸地、貸家の地代、家賃の最高額とするのであります。

して、今後原則として之を増額することが出来ないものであります。昨年の八月五日以後今までの間に決められた家賃、地代の中には最初決めたものを更に増額してゐるものがあるかも知りませんが、これにはその増額前の最初の家賃、地代が最高額となるのであります。しかし昨年八月五日以後増築または改築をして家賃を値上したものににつきましては、その増築又は改築後定められた最初の家賃を最高額と致します。

また昨年八月四日と申しますと一年以上も前でありまして、當事者雙方が變更した等の事情でその家賃、地代が事實不明の場合がございませう。このやうな場合はその後判明した最初の家賃、地代を最高額とするのであります。

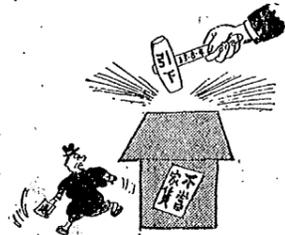
それから問題は、現在既に昨年八月四日またはその後における最初の家賃、地代を超えて増額してゐるものはどうするかといふことであります。これは裁判所におきまして裁判、和解、調停といふ形において増額を認めましたものを除きましては、勅令が施行されま

してから一定の期間内に將來に向つて最高額以内に減額せしめるといふことになつて居ります。將來に向つて減額するのでありますから、今まで増額して取つて居つたものはこれを返戻する必要はないのであります。

敷金、修理代はどうなる

更にこの最高額の修正であります。八月五日以後決めました又は今後定められる家賃、地代が非常に不當に高額である場合には、地方長官が地代家賃審査會といふ今度特別に設けられる會議の議を経て減額を命令致します。これは區裁判所の判事とか關係官吏、市町村吏員、その他學識經驗のある者の中から選任される人を構成員として成る會議であります。次に特別の必要があつて前に申した最高額を超えて更に増額することを認めなければならない場合もありません。これはその後改築、増築をしたとか、或は土地、建物に對する公租が非常に殖えて貸主の負擔が著るし

く過重になつたとかその他之に類するやうな場合であります。これも同様地代家賃審査會の議を経て地方長官が増額を許可することになるのであります。



更に地代、家賃だけを抑へましても、家主、地主が敷金とか權利金とか或は土地、建物の修理費といふやうなもの負擔に關する條件におきまして借主の負擔を増すやうなことを致しましては家賃、地代の値上げの抑制がその効果を失ふに至りますので、これ等のものも同様に統制致すこととなつて居ります。申し落しましたが、今度の統制を受ける家賃、地代の範圍であります。家賃は建物およびその一部の

賃借に對する借賃、地代は建物の所有を目的とする借地の地代でありまして小作料等はこれに含まれてをらないのであります。(厚生省)

間代はどう扱ふか

〔問〕いま家賃については建物またはその一部といふお話がありました。アパートや下宿の間代はそれに入るのでせうか。

〔答〕それはこの統制を受けます。(厚生省)

〔問〕賄付きの下宿料などはどうなりますか。

〔答〕賄付きの下宿料といふ風なものは今度出来る勅令では直接には統制が困難なのであります。これ等については今回の政府の措置を見るに至りました。所以をよく考へていたゞいて自協的に國策に協力して賄ふやうな方法を講じたいと考へて居ります。(厚生省)

〔問〕賄付きの場合には賄と部屋代とを分別して考へるといふ風なことは出来ないのですか。

〔答〕將來の問題として左様なことも考へる必要があるかと思つてをります。(厚生省)

不當家賃、地代の取締

〔問〕借地借家に關してのお取締についてはどんな方法が執られて居りますか。

〔答〕家賃や地代の騰貴が甚だしいと思はれるやうな處がありますならば、地方長官がその地域の家主、地主又は借家人、借地人から昨年八月四日の地代、家賃又は現在の地代、家賃の報告を徴しまして、果して現在は昨年八月四日の地代、家賃に減額して居るかどうかといふことを調べたり、また現在の地代、家賃が非常に高いと認めます場合には減額の命令を發動すると云ふやうなことになります。(厚生省)

罰則

〔問〕今度出来ませう地代、家賃統制令に違反した場合にどういふ處分を受けるでせうか。

〔答〕 地代、家賃は國家總動員法第十九條の賃貸料といふことになりまして、先程來お話のありました價格等統制令の特別の場合に當りますので、その違反者に對する罰則は價格等統制令についてお話申上げましたのと同様にならうと存じます。(司法省)

外地の扱ひは

〔問〕 價格、賃銀、地代、家賃と一わたりお話を願つたのですが、これ等の統制は内地と外地との關係はどういふ風になりますか。

〔答〕 外地の方とも連絡をとつて居りますが、大體内地と同じやうな方法で全國的にやることになつて居ります。たゞ家賃關係だけについては期日が少し變つて居ります。内地は昨年の八月四日でありましたが、朝鮮は十三年十二月三十一日、その他の外地は今年の九月十八日、つまり一般の物價と同じ期日で取締る、かういふ風になつて居ります。(企業院)

價格統制と今後の問題

統制違反の取締方針

〔問〕 先刻今回の措置に關する警察の方の取締の御方針を承つたのですが、司法省の御方針を一つ承りたいと思ひます。

〔答〕 現在行はれて居ります經濟統制法令に違反します者がかなりあることは御承知の通りであります。これが一度處分を受けて、尙ほ且つ再び犯すといつた例も多々あるのであります。まことに遺憾な次第に存じて居ります。それでその原因がどこにあるであらうかと考へてみますと、先づ第一には國民的の自覺が足りないのではあるまいか。つまり一般的犯罪のやうな破廉恥の罪だといふ氣持が多少薄いのではあるまいかと思ひます。次には、今まで司法當局が取つて居りました犯罪に對

する處分の方針が稍、寛大であつたが爲めではあるまいか、かういふことも一つの原因として考へられるのであります。吾々と致しましては、今後の處分につきましてもこの點について餘程再検討を要すると考へて居るのであります。苟くも罰則である以上は、如何なる法規についても



いはゆる「抜けば玉散る氷の刃」と致しまして、違反の豫防と鎮壓に對しまして絶對の威力を持たねばならんと考へて

居る次第であります。大體に於ては緩急しきを

得たいといふ心算ではあるのであります。それで、先程來皆さんからお話のありました通りに、今度の法令の趣旨の周知徹底には各方面から全力を擧

げて御盡力に相成ることと存じますので、それにもかかはらず、尙ほ且つ敢へて違反をし、しかもそれが悪質であるやうな場合には、先程申します通り、全く非國民的な行爲であるといふことで、何ら假借するところなく斷乎として糾弾致したいと考へてゐるのであります。(司法省)

民間の協力方法

〔問〕 今のお話のやうに緩急しきを御取締りからねばならぬと思ひますが、特にさやうな犯罪を犯さざるやうに十分に民間に協力を求める方法について何か御考へになつてゐるでせうか。

〔答〕 商工省と致しましては、大體この低物價政策と併行して消費節約といふことをこの際國民一般に徹底させて戴きたいと考へまして、今中央物價委員會とも連絡をとりまして、國民一般がどういふ物資についてどの位の節約をしなければならぬかといふことを研究してゐるわけでありまして、單に「消費節約をせよ」と言ひ

まして、それは「お前は善人になれ」と言ふことと餘り變りがないので、實行が不可能だらうと思ひます。例へば、貯蓄等は百億貯蓄といふやうな目標があつて、さうして「今、こゝまで来たのだ、今少しやればこゝまで来るのだ」といふ目標があるので、あれは割合に好成绩を収めてゐるのだと思つて居ります。

それでさういふ意味合に於きまして、國民一般にも「かういふ物資はこの位節約しろ、又その理由はかういふわけで節約しなければいかんのだ」といふことを徹底させて、今までのやうに、唯漠然と「消費節約をしる」といふことではなしに、據り所を示して消費節約せよといふ風に今後はやつて行かうと思つて居ります。

それについては國民大衆相手のことでもありますので、原案は商工省で拵へても、國民精神總動員中央聯盟あたりにつつお願ひして、十分その徹底を圖りたいと考へて居ります。(商工省)

農林省と致しましては今回の價格の停止によつて國

民が必要以上に萎縮するやうなことがあつてはならぬと思ひます。物資の不足等に對しても只今御話の消極的な消費節約も勿論必要であります。積極的な生産増殖を圖ることが緊要だと思ひます。特に食料品等については計畫的な生産増殖を圖つてそして物資の需給の圓滑を期したいと考へてゐます。(農林省)

要は國民の自覺

〔答〕一寸その點について申上げて置きたいと思ひますが、さっきお話のあつたやうに、これまでは物價の取締は販賣者だけが引つ掛るのだといふのでいろ／＼規則が出たりしましたが、それが新聞に出たりしても餘り國民が注意してゐなかつたのぢやないかと思ふのです。今度は建前としても全般のストップであるし、家庭の方にも影響があるし、これを本當にやつて行かうといふのは、國民にほゞ内情も知つて戴かなければならぬし、價格を遵守するといふことの心構が強く起つて来るやうに協力を求めなければならぬと思ひます。

らぬと思ひます。この點については何かの方法でさういふ働きかけをやらなければならぬぢやないかと思つて居ります。(企畫院)

〔問〕では今後に處する國民の心構等について御意見のある所を伺ひたいと思ひます。

〔答〕この價格引上停止はわが國の統制經濟の上から非常に大きな契機になる問題でありまして、これが維持出来ないうてあつてはわが國民の恥だと私は思ひます。具體的には國民が如何にしてこれに協力するかといふことは各種の方策があると思ひますが、本當に眞心を以てこれに協力することがなくては結局目的を達せられないのではないかと思つて居ります。あとは要するに精神的な方面が主であつて、その他のいろいろの方策はこれに附加へられて行はなければならぬものであるといふ風に考へて居ります。(企畫院)

新しい利益利潤觀念に立脚せよ

〔答〕今お話しになりましたが、これをどういふ風に説明

したらよいかと考へてゐるのです。それは價格の値上りで儲けたりするのは、從來の商賣人は皆さう考へてゐたと思ふのですが、しかしよく考へてみると、これは結局不勞所得ではないかと思ふのです。價格が値上りして、ぼかすと儲けるのは不勞所得である。將來の、つまり吾々が理想とする商賣人は結局やはり生産をうんとして、その結果儲けを殖やすとか、能率をうんと擧げてその結果利益を殖やすとか、さういふ新しい利益利潤の觀念を以て考へて行くべきではないか。さういふ考へを起して行くことも一つの必要なことではないかと思ふのです。(企畫院)

經濟統制は強力日本建設の基

いろ／＼お話を承りましたが、只今もお話のあつたやうに、この價格等の引上禁止に即應して、國民が十分にこれを遵守してゆくといふことは、私は全く國家總力戰の今日に於て國民の大なる義務であると同時に、これに反するものは國賊と言つてもいゝぢやない

かと思ふのです。大陸に於て吾々の皇軍の將兵が尊い血を流して新東亞建設の礎になつてゐる際に、内地に於ける國民が自己の利益のために全般を害するやうな不都合なことは、たゞ一人あつても日本國民としての恥だと思ふのであります。今日の國家總力戦に於ては國民全部が戰鬥員であるといふことを考へて見ますと、さやうな不都合を働く者は吾々國民の仲間から抹殺したいと思ふ位であります。

それについては勿論取締りの方も十分に煩はなければなりません、それよりも更に進んで、さやうな取締りが必要なくなる位にまでよく國民が納得し、諒解して、本當に國民が積極的にこの國策に協力するやうに仕向けねばならぬと思ふのであります。そこに國民精神總動員の必要なる所以があると思ひます。

國民精神總動員と言ひますと、すぐに、やれ、ハイ、メントを止めるとか、頭を丸めるといふやうなことだけであるかのやうに履違へてゐる人があるのは甚だ

残念なことでありまして、國民精神總動員とは強力日本を建設する物心一如の全國民の運動であると思ふのであります。今日の場合かやうな價格等の統制といふ國策として最も大事なものに國民の一人々々が協力するといふことが、即ち言ひ換へれば強力日本を建設することになるのでありまして、この趣旨を私共は十分に普及致したいと思ふのであります。

同時にそれに伴つて物資の圓滑なる配給が行はれないで、そこにオールストップの爲めに消費大衆が非常に困るやうなことがないやうな諸般の行政措置も執られねばならないと思ふのでありまして、官民一體となつてこの實績を収めたいと思ふのであります。

各地掃蕩戰の概況

陸軍省情報部

秋色濃き大陸の野に治安肅正のための掃蕩戰は今や盛んに行はれつゝある。蒋介石は九月攻勢を準備中の模様であつたが、わが軍に機先を制せられ各地にその企圖を撃破せられつゝある。全般的に見て治安の状態は漸次良好に向ひつゝあるものといへる。

北 支

山東省北部河北省方面 津浦線東方山東、河北省境附近に在つた高樹勳軍は八月末行動を開始し、九月中旬には河南省南部南樂、濮陽、觀城附近一帶に到着した。わが軍はこれを掃蕩し敵に大打撃を與へて四散せしめた。

河南省東部方面 河南省東部新黄河左岸には九月中旬以來

第八十一師その他の遊撃匪が蠢動中であつた。わが軍は九月二十四日より二十九日に互り連日の討伐を實施し敵に大打撃を與へた。

山西省方面 九月二十九日以來沁河(濟安方面南北に流る)左岸の敵第四十七師を掃蕩中のわが部隊は敵に多大の打撃を與へて潰亂せしめた。

中 支

湖南方面作戦 九月以來長沙南昌間の江西湖南兩省境附近山地による第九戰區の敵を撃滅すべく數方面に分れて活躍中であつたわが軍は、九月下旬敗退せる敵主力部隊を汨水河畔に於て潰滅し、引續き所在に掃蕩、撃滅戰を續

行中で三日までに判明した戦果は次の通りである。

- 一、敵の遺棄死體約二萬五千、捕虜約二千五百
- 二、鹵獲品多数

江北大運河方面 北支軍と呼應して蘇北地區の敵を撃破し江蘇省を縦貫する河北大運河を廢閉する目的を以てかねて鎮江附近に集結、作戰準備中であつた大場、小川、金澤、土屋、丸川、鳥居の各部隊は一日夜突如邵伯鎮附近出發大運河に沿ふ地區を北上し翌二日午前七時四十分、陸海緊密なる協力の下に高郵に上陸これを占領更に引續き北進、三日夕寶應に於てさきに淮安方面より南下した堀部隊との連絡を遂げ、茲に中北支を結ぶ大運河を完全に啓閉した。

戦果は次の通りである。

- 一、敵の遺棄死體約千、捕虜約二百
- 二、鹵獲品多数
- 三、我方の損害戦死將校二、下士官兵五、戰傷五、陸軍飛行機一自爆

敵機漢口に飛來 三日午後二時三十分久し振りで敵飛行機

九機漢口上空に現はれ六千米の高度から漢口西北地區に九機の爆弾をおとして遁走した。わが方の損害はガソリン罐二十六を焼失したのみである。

安慶望江附近 九月二十七二十八の兩日敵第百七十六師の主力は江北正面に來攻したが我が安慶、望江等の各警備隊は悉く之を撃退、引き續き附近を掃蕩中、十月五日迄に判明した戦果は左の通りである。

- 一、敵の遺棄死體約千三百
- 二、鹵獲品多数
- 三、我方の損害戦死將校五、下士官兵約三〇、戰傷約四〇

南 支

南支方面に於ては從化、花縣方面に於て九月攻勢を企圖しあつた優勢なる敵に對し九月一日より行動を開始、機先を制して攻撃を敢行、連日敵に殲滅的打撃を與へた外、その他の方面にあつてもわが第一線近くに蠢動する敵を求めてこれを撃滅し、大戦果を收めた。九月中に於ける綜合戦果は次の如くである。

- 一、交戦せる敵兵力約四萬三千
- 二、敵に與へた損害 (一) 確認した敵遺棄死體四千四百二十一

- (二) 捕虜二百八十八 (三) 鹵獲品多数
- 三、我方の損害 戦死七十名、戰傷十六名

海軍航空部隊の活躍

海軍省海軍軍事普及部

事變以來、わが海軍航空部隊は陸軍部隊と協力して、北支、中支、南支の各重要地點に猛爆撃を敢行して華々しい戦果を收め、廣大な支那大陸の制空權を握つて、世界の耳目を聳動せしめてゐる。

重慶に於て蔣政府が今なほ抗日を豪語してゐる裏面には、ソ聯の軍事的援助、英國の軍事的政治的の援將行爲が重大な役割をしてゐることは既に明らかな事實であるが、わが海の荒鷲は、かゝる援將第三國の後柄をも突破すべく首都重慶をはじめ敵の軍事據點に對し連續爆撃を加へつ

つあるのである。

その間、歐洲の戦雲は破れ、ポーランド對ナチスドイツをめぐつての砲火は、英佛を交へて、歐洲の天地は血なまぐさい硝煙の田の中に渦巻いてゐる。

それに就いて、帝國は不動の信念の下に、九月四日歐洲戦争不介入の聲明を發して、一路、支那事變の處理に邁進する覺悟を世界各國に明示した。その中にあつて、我が海軍航空隊は、從來にも増して敵の首都重慶を始めその軍事的據點を連續爆撃し、益々軍事的重壓を加へてゐるので、

蔣政権はいまや全く一地方軍閥化しつつある。

今、海軍航空部隊の重慶爆撃を回顧しよう。

第一次重慶空爆は、昭和十四年五月三日増田、入佐兩少佐の指揮の下に軍事委員長行營を主目標として敢行された。この戦闘に於て敵戦闘機約十機を撃墜したが、わが軍にも無念、二機の犠牲を出した。次いで四日夕刻再び大舉して重慶の空襲した航空部隊は、防空司令部、軍事委員会委員長行營等を爆撃して全機無事に歸還した。

第三次空爆は五月十二日入江少佐指揮の下に第一次第二次の爆撃に於て残された嘉陵江北岸の軍事工場及び兵營に巨弾の雨を降らせ、これを完全に爆撃し敵一機を撃墜した。次いで二十五日明下に第四次重慶空爆が行はれ、山上少佐の指揮する航空部隊は敵の一機を撃墜した。この戦闘に於て我が一機は壯烈な自爆を遂げた。續いて六月九日夜、悪天候を冒して第五次重慶空爆が敢行されたが、この時の指揮官は淺野中佐で、航空部隊は難航時間にして大舉重慶上空に現はれ、委員長行營、中央公園附近の高角砲陣地をはじめ重要軍事施設に對して巨弾の雨を降らせ木葉

微塵に之を爆砕した。

六月十一日午後九時二十分、増田少佐の率ゐる精銳部隊は第六次重慶空爆を敢行、蔣介石官邸國民政府の建物を木葉微塵に粉砕した。

七月六日未明、海軍航空部隊は天候の晴間に乘じ重慶第七次空爆を敢行した。

七月七日早晩、昭和十四年七月七日の支那事變三周年記念日たるこの日、わが海軍航空部隊の精銳は悪天候を冒して勇躍第八次重慶夜間攻撃を敢行した。雲低い暗夜の重慶上空に現はれた我が空襲部隊は、前後二回に互り攻撃を實施し、第一回は政治部所在の川鹽銀行、憲兵司令部を中心にして市街北東部に對し爆弾の雨を降らせ、第二回は中央公園の北方及び西方地區を爆撃、いづれも甚大な損害を與へた。二十四日の第九次爆撃は大部隊を以て重慶を空襲し、三十一日の第十次空爆は田中少佐指揮の荒鷲部隊に依つて月明を利用して敢行された。

八月三日未明淺野中佐の指揮する有力な航空部隊は重慶第十一次攻撃を敢行し、八月四日未明前日に引續いて更に

重慶攻撃を實施、前回迄の空爆に撃漏した軍事施設及び廣陽壩飛行場に有效な爆撃を敢行した。

重慶の西方十キロの地點にある小龍坎は蔣政府の最後の足拠とも見るべき抵抗地點であるが、八月二十三日夜同地の空爆を敢行した淺野中佐の指揮する精銳部隊に向ひ、敵戦闘機五機が挑戦し來り、之に呼應して陸上からは猛烈な照射砲撃を以て我に反撃し來つたが、我が航空部隊はこれ等の敵機を撃退し而かも照射砲撃を冒して軍需工場その他の軍事施設を粉砕、六ヶ所に大火災を起さしめ、滅滅的打撃を與へたる後全機無事に歸還した。

八月二十八日深更奥田大佐及び安藤大佐指揮の下に折からの月明を利し第十四次空爆が再び重慶西方の小龍坎に對し敢行された。九ヶ所から大火災を起さしめ、悠々歸還する我が攻撃部隊は歸路同地一帯に傳單十數萬枚を撒布して全機無事に歸還した。八月三十日我が攻撃部隊の一部は重慶飛行場を攻撃之に大損害を與へた。九月三日深更有力な我海軍航空部隊は敵の猛烈な照射砲撃を潜つて小龍坎の上空に突入し、折から反撃してきた敵戦闘機と激戦、これを

完全に撃退しつつ附近の軍事施設を強襲爆撃し、これを爆砕した。

この日、歐洲に於ては英佛の對獨宣戰布告によつて、第二次歐洲戦争の幕が切つて落された。

我が奥地攻撃の海軍航空部隊は、従來通り帝國不動の方針を體して連續奥地の爆撃を繰返してゐる。重慶を中心とする各地に散在して勢力挽回を企圖せる蔣介石の空軍は、我が海軍の爆撃を逃げ廻り、その大部は廣陽壩飛行場を本據としてゐる。

九月十一日、重慶西南方一四〇キロの揚子江岸にある敵の重要據點瀘州の上空に飛んだ航空部隊は、倉庫群及び諸軍事施設に巨弾を集中投下し、何れも甚大な損害をあたへて全機無事に歸還した。

九月二十八日、二十九日の兩日に渡つて、海軍航空部隊の有力部隊は奥地攻撃を繰返した。即ち、二十八日深更、總主力をもつて出動した部隊は、敵の地上銃砲火をくぐり、且つ挑戦し來つた敵戦闘機を撃退しつつ、廣陽壩飛行場を急襲、巨弾を集中し、二十九日の未明、全機は悠々と歸還した。

二十九日、前日に引續いて第十八次重慶空襲は、大舉して四川省に飛び、廣陽壩飛行場並びに成都東方百五十キロの敵飛行基地逐撃を初めて急襲し、猛爆を敢行した。この夜、仲秋の月光を浴びた海は荒鷲は三隊に分れ、中村大尉を指揮官とする一隊は午後十時重慶東方郊外廣陽壩飛行場を攻撃、前日来二回に渡つてわが猛撃を受けた敵は、全く戦意を失つて、僅に機銃砲火をもつて抵抗を續けたに過ぎず、わが海鷲は悠々と全弾を飛行場に集中投擲して引上げた。

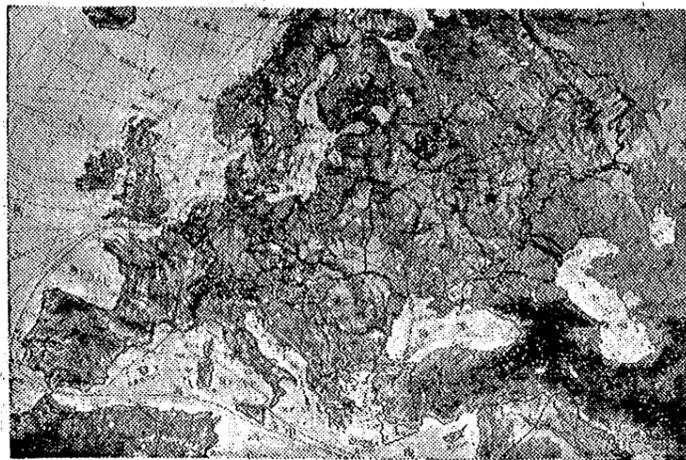
十月二日秋晴れの好天を利用して連日大空襲を敢行しつつあるわが海軍東地攻撃部隊は突如、二日未明長驅して成都を襲ひ二回に互つて敵飛行基地なる成都郊外の飛行場を急襲した。最初の夜間成都大空襲でありその爆撃は困難を極め、彼我の間に壮烈な空中戦が演ぜられた。地上からは數百の探照燈、數十の高角砲を一齊に亂射し、敵の戦闘機は死物狂ひにわが荒鷲等に喰ひ下つて来た。その敵の銃砲火を潜つて目指す鳳山飛行場に巨弾を浴せて、これを大破、我方も數機に機銃弾を受けたが全機無事に歸還した。重慶防衛の重要飛行基地として、今敵がひそかに空軍再建

の夢を描いた成都の飛行基地も、わが航空部隊の連日の爆撃によつて今や全く潰滅の運命に立至つた。

中村大尉を指揮官とする部隊は四日未明大部隊をもつて重慶に長翔し、西方郊外の政府機關、小龍坎に巨弾を浴せ、市街に大火災を起さしめ、悠々と歸還した。

今や前後二十回に互る重慶の空襲敢行、及び海陸共同作戦に依る東地攻撃に依つて、蔣政権は奥地へへと逃げこみ、それと同時に新政權の樹立運動は全支にまき起されつつあり、東亞に新らしい秩序の産れる日も近きを豫想されるに至つた。

寫眞	十月十一日發行 第八十六號
週報	
☆後醍醐天皇御六百年祭—吉野野營	
☆赤心に羽搏く翼—栗原、大坂	
☆流血の歐洲	
▽お嬢さんも街に出た	▽扇間俊
▽坂東太郎の水防訓練	
☆動き出した太原のタバコ工場	同登陸、新大陸から
☆精動二面鏡	「箱」と「机」
	☆家庭救急箱



稿 寄 別 特

大戦から大戦への歐洲

(上)

文 學 博 士 村 川 堅 固

歐洲の情勢はわれ／＼とつて重大關心事ではなければならない。世界大戦後の歐洲はどう動いて来たか、そして、いま今次の大動亂によつて歐洲の新秩序はいかに建設されようとしてゐるか、東亞の新秩序建設の任務を荷ふわれ／＼はこの動向を見極めねばならない。

そこで、今回「週報」發刊三周年を機に「歐洲時局要圖」を附録として添附することとし、村川博士をわづらはして、この歐洲の推移を概観し、われ／＼の知識の糧とすることにした。

内 容

- 1. 總 説
- 2. ヴェルサイユ体制の成立
- 3. 新興諸國と政治的紛争
- 4. 世界恒久平和の夢 (以上本説)
- 5. ナチスの擡頭とヴェルサイユ体制の破綻
- 6. 獨逸獨逸の結成と二大陣營の對立
- 7. ドイツの東方進出と英佛のドイツ包圍策
- 8. 歐洲の大動亂と豫想される情勢の變化

1 總 説

大正三年から同七年に亙つて行はれた世界大戦は、實に人類史上空前の大悲劇であつて、その慘禍の大なる、言語に絶するものがあつた。この大戦がバルカン半島から起つて、忽ち全歐に擴がり、四年四ヶ月に亙つて、歐洲を主要戰場として死闘が續けられたのであるから、歐洲交戰國の諸國民は勿論、その間に介在せる中立國民まで、戦争のたたりあらゆる辛慘を嘗めたのであつて、

戦争に對する恐怖は骨の髄まで沁み透つたのである。それで彼等の間に永久平和の希求が湧き出したのは當然である。パリの平和會議に集まつた戰勝聯合國の委員も、固より戰禍の如何に怖るべきかを十二分に體驗した人々であつた。従つて戦争の再發を防ぐの意志は勿論國民と共に之を有つたのである。それにも拘はらず、大戦終了から僅かに二十年の今日、歐洲はまたや戰亂の巷となつた。これは大戦の善後處置に大なる過誤があつた自然の結果である。

聯合諸國は四年四ヶ月の間死力を竭して、辛うじてドイツを屈服せしめることができたので、ドイツに對して苛烈なる制裁を加へ、他日同國が國力を回復して、復讐の舉に出ることの出来ないやうにするのが、平和維持のための第一緊要事と考へた。これはフランスが最も熱心に望む所であつた。それはフランスが大戦のために最大の損害を蒙つたのみならず、ドイツと接壤してゐて、その復讐を最も深刻に憂慮したからである。

英國の對獨態度は、フランスと異り、疲弊困憊の極に達せるドイツを、或る程度まで回復せしめるにあつたが、然し當時の情勢は、フランスの強烈な要求を抑制することができなかつた。

米國大統領ウィルソンも、その中立せる間は『勝利なしの平和』など唱へて、聯合、同盟兩交戰國を五分五分に引分け、それによつて戰敗國が必ず憐れくべき怨恨と復讐心とを戦後に遺させまいとしたが、米國もたうとう打倒專制政治、打倒軍國主義を標榜して、自ら參戰するに及んで、その態度もおのづから變じ、相當ドイツ

を懲らすを目的とするに至つた。それでもフランスに比すれば、その態度はまだ寛大なものであつたが、到頭フランスに引ずられてかの苛烈なるヴェルサイユ條約に調印することになつた。

ヴェルサイユ條約とその後の對獨、對勃、對土諸條約とは、歐洲地圖を全面的に塗りかへさせた。ドイツは西はフランスとベルギーに、北はデンマークに、東はポーランドにそれ〴〵地を割き、オーストリアは四分五裂して、俄かに小國の列に墜ち、トルコは殆んど歐洲に於ける領土を失ひ、そのアジア部も亦領内異民族の獨立のため、その過半を失つた。

七つの新しい小國が一時にできたのも大戦による歐洲地圖に大變化を來し、その色彩を複雑にした。これは大戦中から米國大統領ウィルソンが、民族自決主義を唱へ、戦前まで大國に抑へられてゐた小民族の獨立を援けたのと、獨逸側の戰敗と、ロシア革命後の混沌状態とが、相俟つてそれ等諸民族の希望の實現を見るに至つたものである。

パリの講和委員は、また各國民が世界恒久平和を希求する氣運に乗じ、米國大統領ウィルソンが提議した平和維持の常設機關としての國際聯盟の設置に賛同して之を成立させた。

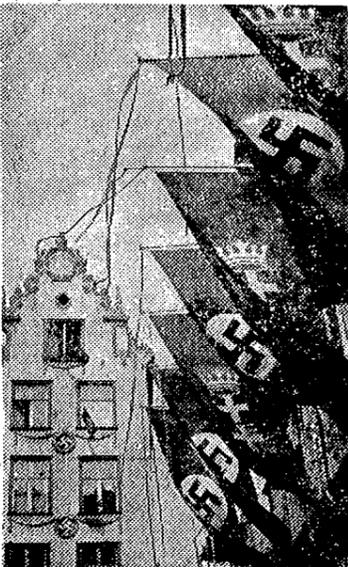
聯合國はかく獨逸側諸國を背めつけ、諸小民族を獨立させ、又國際聯盟の力で侵略國に共同制裁を加へる途を開くことによつて、大戰直後の現狀を維持し、平和を確保すると同時に、戰勝國の優越的地位をいつまでも保持し得るものと考へたが、そこに大なる錯覺が存したことは幾ばくもなく暴露した。

大戰後約十五年間は英佛が戰勝國として、ドイツを制し得た期間である。就中フランスはヴェルサイユ條約を金科玉條とし、國際聯盟の力を以て、飽くまで同條約の履行をドイツに迫り、その復興を妨げた。然しながらナチスの擡頭は形勢を一變した。ヒトラーの獨裁政權獲得と共に、彼は軍事條項を始め、ヴェルサイユ條約の拘束的諸條項を片づ端から破棄した。フランスは彼の強硬政策に極度の不安を感じ、その外交政策を一變し、對

獨逸圍陣を以て、ドイツを抑へんとするに至つたが、ヒトラーは斷乎としてその所信に邁進した。かくて一九三五年を境として、前の壓迫者フランスは逆に被壓迫者の地位に墜ちた。

英國はそれまでフランスと對獨方針を異にし、フランスが極度にドイツを抑壓せんとするに對し、寧ろ之を緩和せんとする態度を示したが、茲に至つてドイツの發展が餘りに目覺しきに驚き、自ら主動者として、フランスを率ゐ、ドイツを抑へる必要を認めるに至つた。ドイツはイタリヤといはゆるベルリン・ローマ樞軸を結成してこれに當り、これがため歐洲は民主主義と全體主義兩國家群の對立を見るに至つた。しかも全體主義陣營の活躍最も目覺ましく、イタリヤは英佛の指導による國際聯盟の制裁を無視して、エチオピア遠征を遂行し、忽ちこれを滅ぼして東アフリカに新植民地を獲、ドイツは血を流さずしてオーストリアを併合し、次いでチェコスロヴァキアを滅ぼして、その主要部を併せ、その餘を保護下に置くに至つた。

次いでイタリヤはまた、豫ねてその勢力圏内にあつたアルバニアを取つてバルカン地方へ進出する足場とした。かくて大戰後二十一年間に歐洲地圖は大戰を見ずして既に著るしく塗り換へられつゝあつたのである。然るに英佛がソウヴェト聯邦に對して軍事同盟を要請し、ドイツ包圍の態勢將に成るかに見えた時、獨逸不侵略條約の發表が世界を驚かした。ドイツは豫ねてポーランドに對して、ダンチヒの返還を要求したが、ポーランドは英國との相互援助條約を恃み、ドイツの要求を拒絶した。そこでドイツはソ聯との不侵略條約ができ、同國を英佛から引離すことに成功するや、直ちに軍をポーランドに進めて、その軍を撃破し、越境よりまだ二、三旬も経ない内に、國の過半を占領した。ソ聯は豫ねてドイツとの諒解があつたものの如く、ポーランドの東方に住む白ロシア人及びウクライナ人を保護するのを名として出兵し、開戦以來四週間で、ポーランド全國は獨逸兩國軍に占領され、兩國は分界線を定めてこれを分割する條約を結んだ。



(日九年四十四和略 ヒチンダくあらひ旗の利勝)

英佛兩國はドイツのポーランド侵入と共に、ポーランドを救ふため、ドイツに宣戦したので、茲にドイツ對英佛の大戦が起つた。イタリヤは豫て戦局限すべく、英獨佛伊波五國會議開催を提議したが成功しなかつた。そこでイタリヤは中立して形勢を観望してゐるが、戦局の進展に伴ひ、同國の動きは最も注目値する。

英佛の宣戦と共に獨逸國境方面に於ても、英佛軍特にフランス軍とドイツ軍との間に、戦闘が開始されたが、

また本格的なものではない。ドイツはポーランド占領と共に、英佛に向つて平和を提議した。英佛がこれに應ずるか否かは頗る疑問である。兩國が當初の聲明通り、ヒトラー政権を潰滅しない限り、その矛を収めないなら、今回の歐洲戦も亦長期に亘り、その國際政局に齟らす變動は益々大なるものがあらう。

要するに今回の歐洲戦の前途は、何人も逆睹することを得ないが、然し歐洲地圖が、これによつて著るしく塗りかへられなければならないことは疑なく、特に東歐バルト海沿岸諸國や、バルカン方面の情勢は最も複雑微妙を極めてゐるから、この方面の變化は最も顯著なるものがあらうと思はれる。

2 ヴェルサイユ體制の成立

大正八年七月二十八日ヴェルサイユに於て調印された對獨平和條約は、その後十五年間の歐洲の體制を決定する最も重要な公文書であつた。これによつてドイツが聯合諸國から受けた抑壓は次のやうなものであつた。

- (A) 領土削減 (1)アルサス、ロレーヌをフランスに、(2)人民投票によつてオイベン、マルメデイ、モネネ地方をベルギーに、(3)シレスウィヒ北部をデンマークに、(4)上シレジアの半をチェコスロヴァキア及びポーランドに、(5)ポーゼン及び西プロシアをポーランドに割譲し、(6)ダンチヒは自由市として國際聯盟の監督下に置き、(7)メーメル地方を聯合國に(後一九三三年リスニア領となつた)、(8)膠州灣を日本に譲り、(9)一切の海外領土は日、英、佛、白、南阿聯邦、濠洲、ニュージーランドに割當てられて、これ等の國が委任統治することになつた。
- (B) 軍事的制限 (1)陸軍は國內治安維持のための十萬に限り、(2)武器、彈藥其の他の戰爭材料を製造せず、(3)海軍は極度に縮小し、特に潜水艦は空軍と共に一切廢棄し、(4)ライン河の右岸五十浬を非武装地帯とすべきことを命ぜられた。
- (C) 其の他の制限 (a)大戦による聯合諸國の蒙る損害に對し、聯合國賠償委員の定むべき賠償金を支拂ひ、(b)ザール河地方を十五年間國際聯盟の支配下に置き、その後人民投票によつて歸屬を決定すべく、(c)ライン岸左岸地方は、佛、英

米、白軍が、ドイツの條約履行を保障するため、五年乃至十五年間區域を分つて駐兵すべきこと。

これ等はヴェルサイユ條約中の最も重要な事項である。これがためドイツは本國領土の八分の一と人口約六百萬と共に一切の植民地を失ひ、商船は四十萬噸に減少し、剩さへ千三百二十億金マルクの賠償金を課せられ、一旦これを受諾せざるを得なかつた。實際はその一小部分を支拂つたに過ぎないが)

ヴェルサイユ條約は大戦の全責任がドイツに在るといふ建前でもできたものである。ドイツは固よりこの前提を承認するものではなかつたが、しかし當時の情勢は、聯合國の差しつけた條件を一蹴して、戰爭を再開する力がドイツになかつたので、ドイツは泣く泣くこれを受諾して調印を了したものの、忠實にこれを履行する意思は初めから無かつたものと思はれる。しかるにフランスはこの條約を金科玉條として、飽くまでこれを勵行し、ドイツに對して永久復興の機會なからしめんと欲したのである。それが抑、フランスの大運算であつた。フランスは一

世紀前のウィーン條約崩壊の跡を顧みなかつた。十九世紀の歐洲政治史は、一面から見れば、ウィーン條約崩壊の歴史であつたといひ得る。條約の條項によつて永久に他國を拘束することは、歴史を知らぬもののみが庶幾する所であらねばならぬ。大戦の全責任がドイツに在りとする建前自體が、ドイツの到底承認し得ない所であつて、ドイツはあらゆる手段によつて責任の眞の所在を世界に明らかにし、以てヴェルサイユ條約を根柢から覆へさうとした。さればこの條約の條項を楯にドイツに加へたフランスの重壓は、益々兩國の關係を惡化するだけで、復興の意氣に燃ゆるドイツ國民の努力を挫く效なく、フランスはいつまでもドイツの復讐の悪夢から覺めることはできないのである。

聯合國がドイツの與國たるオーストリアに對する方針は略、ドイツのそれに類するものであつた。一九一九年(大正八年)九月十日調印された對奧サン・ジェルマン條約の要項を擧ぐれば、

- (1)オーストリアは賠償の一部を負ひ、(2)將來ドイツと合同す

ることを禁ぜられ、(8)陸軍は三萬に、海軍はドナウ河上の警備艦三隻に限られ、(9)領域に關しては、(a)南チロル、トレンチノ、トリエスト、イストリヤ及びダルマチア沖の諸島をイタリヤに、(b)ブコヴィナをルーマニアに、(c)ボスニア、ヘルゼゴヴィナ及びダルマチア海岸地方を新興國ユーゴスラヴィヤに、(d)ボヘミア、モラヴィア及び下オーストリアの一部とオーストリア領シレジアと新興チェコスロヴァキアに、(e)オーストリア領ガリシアを新興國ポーランドに、(f)テッサレンをポーランドとチェコスロヴァキアとに割譲することになった。

かくて大戦前までハンガリアと兩頭一體をなし、歐洲大國の一であつたオーストリアは、一朝にして貧弱なる一小内陸國と化し、その人口は戦前の約三萬から、一擧六百五十萬に激減した。

ハンガリアに對する條約は、大戦直後同國內紛亂のため遷延し、一九二〇年(大正九年)六月四日に至つて、トリアノンで結ばれたが、この條約に於て

ハンガリアは、(1)トランシルヴァニア全部及びバナート地方

の三分の二をルーマニアに、(2)クロアチア、スラヴォニアの全部とテメスザールの西部を新興國ユーゴスラヴィヤに、(3)スロヴァキアをチェコスロヴァキアに、(4)ブルゲランドをオーストリアに割譲し、(5)ワイム市はユーゴスラヴィヤとイタリヤの協定に委ね、(6)ハプスブルグ王室の復讐を禁ぜられ

これがため戦前面積十二萬五千方哩人口二千萬を有した同國は、面積僅かに三萬五千、人口八百萬の内陸國となつてしまつた。

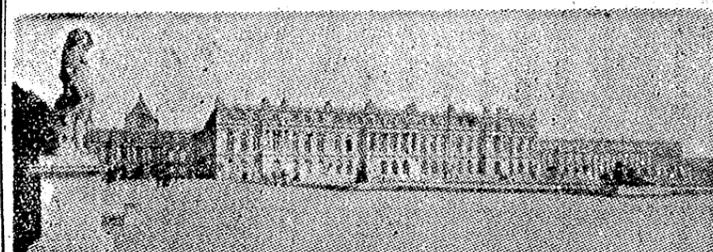
ブルガリアに對する條約は、一九一九年(大正八年)十一月二十七日スイスに於て調印され、これによつて

ブルガリアは、(1)西ブルガリアをユーゴスラヴィヤに、(2)西トラキア及びエーゲ海岸をギリシヤに割譲し、(3)陸軍は三萬三千に制限され、(4)海軍は四隻の水雷艦と六隻のモリター船以外廢棄すべく、(5)更に巨額の賠償金を課せられ

バルカン諸國中アルベニアを除けば、最も弱小な國となつた。

トルコに關しては、聯合國の野心と近接諸民族の利害

とが錯綜して、平和條件容易に決しなかつたが、結局列國は強壓を加へて一九二〇年八月十日セーヴル條約に調印させ、コンスタンチノーブル附近猶額大の地を除き、その歐洲部は英、佛、伊及びギリシヤの四國が分割し、そのアジア部も亦佛伊兩國がそれ／＼勢力國を設定することになつた。然しこれより先トルコ武官ケマル・パシヤは列國のトルコ壓迫を憤り、國民會議を召集して、アンカラに新政府を建て、セーヴル條約の批准を阻止した。そこで聯合國はケマルに對して開戦し、ギリシヤは兵を小アジアに進めて連りにケマル軍と戦つたが、一九二二年九月ケマル軍のために破られて、小アジアから驅逐され、ケマルは進んで海峽中立地帯を準備した聯合國軍を脅やかし、ギリシヤと休戦した。かくて翌一九二三年(大正十二年)七月二十一日に至つてローザンヌ條約が調印され、トルコはアラビヤ人の居住地方を放棄したけれども、セーヴル條約で失ふはずであつた東トラキアを回復し、又陸海軍の制限を排除し、外國人の治外法權を奪つて自主權を確立した。但し領域は戦前に比して著るし



く縮小し、メソポタミア、シリア、アラビヤ全部を失つたほか、(1)ドデカネス諸島とローダス、カステロリゾ二島をイタリヤに、(2)その他の従來トルコの有したエーゲ海諸島はギリシヤに割譲した。(3)海軍は三隻のモリター船に制限され、(4)賠償金は三億五千萬に減額された。

かくて停戦後三年を経て、同盟諸國との平和諸條約締結はともかくも終つたのであるが、その中ドイツに對するヴェルサイユ條約はその重要性に於て、斷然群を抜いて居り、他は寧ろ附隨的の觀がある。故に大戦後の歐洲體制を「ヴェルサイユ體制」を以て呼ぶの

である。同盟諸國との諸條約締結に至る間にも幾多の政治的紛争が各方面に起り、或る者は遂に武力的衝突にまで進展した。即ち前記ギリシャとトルコとの戦争の他に、再興ポーランドはロシアの勞農政府と戦つてゐる。要するに大戰後の一般的不安状態は、ヴェルサイユ體制の前途に悲劇的暗示を投げかけるのであつた。

3 新興諸國と政治的紛争

十九世紀以來勃興せる歐洲の民族主義は、民族的統一に於て最も後れたドイツ民族とイタリア民族とを遂に統一させた。しかし幾多の小民族は、大民族の國內に包含され若しくは分屬して統一の機會を得なかつた。それで世界大戰の大動亂に乗じて、獨立の宿望を遂げんとしたのは自然である。恰かもよし、米國大統領ウィルソンが民族自決主義を唱へ、小民族が大國に抑壓せられてゐるのが、國際的また國內的紛争の源である、戦後の平和のため各民族は自己の所屬若しくは獨立を自から決すべきであるとし、これがため支援の手を伸ばすに及んで、諸

小民族の獨立を宣言するもの、雨後の筍のやうに簇生した。

しかしその多くは泡沫的に消え失せたが、戦後に遺つて獨立を遂げたのが、合計七ヶ國である。即ち北から南に順次挙げれば、(1)フィンランド、(2)エストニア、(3)ラトヴィア、(4)リスマニア(以上いはゆるバルチック諸國)、(5)ポーランド、(6)チェコスロヴァキア、(7)ユーゴスラヴィアである。最もこの中(5)以下の三國は純然たる新興國ではない。即ちポーランドとチェコスロヴァキアは寧ろ再興であり、ユーゴスラヴィアは戦前のセルビア國の擴大したものである。

バルト海沿岸の四國は、人種を異にし、文化の程度にも高下がある。即ちフィンランド人とエストニア人とが、共にウイグル種の一派に屬するに對し、ラトヴィア人とリスマニア人は何れもスラヴ種の一派であり、フィンランドの文化の最も進んだのに比すれば、ラトヴィアの如き頗る劣れるものがある。しかし四國は何れも人口に於ても、天然資源に於ても、領域に於ても小國であり、單

獨には勿論、集團的にも、大國の武力に抗する力はない。その獨立は周圍の大國の好意に俟つ他はないのである。

再興ポーランドは嘗ての輝かしい歴史、その旺盛な民族精神、その天稟の才能、その人口の數、何れから見てもバルト海沿岸四國に比して勝れたものがある。十七世紀、東隣ロシアの勃興以前には

ポーランドは、ロシア人を驅逐して東方に進出し、漸次領域を擴大し、十六世紀前後の最盛時代に於ては、その領域地はバルト海から南は殆んど黒海に達し、歐洲第一の大國として東歐に雄飛した。しかし十八世紀に至つて、國力漸次衰弱し、一七七二年、一七九三年、一七九五年の三回の分割により、東はロシア、西はプロシア、南はオーストリアに、寸地も餘さず割取せられて歐洲地圖から全く姿を消してしまつた。しかし國は亡びても民族は滅びない。ポーランド人は十九世紀を通じて獨立回復の念を斷つたことなく、屢々叛旗を翻して兵を擧げたが、いつも失敗し、歩一步支配國の抑壓を強化させる結

果を來した。

世界大戰の勃發するや、彼等は宿志を果す好機至れりとなし、多數米國に在住するポーランド人は義勇軍を編成し、聯合軍に加はつて奮闘し、以て米國の歡心を買ひ、之がため大戰終結前からポーランドの獨立は、聯合國の豫定事項であつたから、パリの媾和會議に於ては一も二もなく列國の承認を得た。しかしその國境の確定は容易ではなかつた。

先づ四方ドイツとの境界に就いても、パリ會議の際種種の意見があつたが、結局米國の持論たる海洋自由主義の原則に基づき、ポーランドに海への出口を持たせるため、グンチヒ港を自由市として國際聯盟の監督下に置き、尚ほドイツ領西プロシア及びポーゼン地方を海への「廻廊」としてポーランドに與ふることとし、更にポー蘭民族の雜住せる上シレジアの地方は、後日人民投票によつてその歸屬を定むることとした。

南方チェコスロヴァキアとの境は、カルパチア山脈の自然の境界によることとしたが、唯、この山脈の北、ガリ

シアの東部には非ポーランド族の三百萬のルテニア人が居つて、獨立を望んでポーランドに反抗したが、大國は之を抑へて、ポーランドに押しこんだ。

かくて新ポーランドの西、南、北三方の境界は大體定まつたが、ドイツ人の絶對多數を占めるバルト海岸の要港ダンチヒをドイツから奪ひ、又「廻廊」のために、ドイツ國が切斷されたことは、ドイツの到底承認し得ない所であつて、早晩東境を改訂して舊領を奪回することがドイツの念願となり、それが實に今次歐洲再動亂の禍根となつたのである。

ポーランド國境中、最も困難なのはその東境であつた。ポーランドとしては、一七七二年第一回分割前の舊領になるべく近い境界を獲得せんとし、ロシアの方は、白ロシア人及びウクライナ人の地方には一歩も入れまいとし、これがため、露波兩國は遂に開戦し、初めはポーランド軍が有利でウクライナまで進出したが、やがて赤軍は之を撃退して、一九二〇年八月初めワルシャワに迫り、ポーランドは眞に存亡の危機に陥つた。フランスの

フオンシニ元帥はウェーガン將軍を送つて、ポーランド軍を指揮せしめ、これによつて、ポーランド軍は赤軍を逆襲して、之を潰走せしめた。これより先大國はパリに於て人種的根據により假りにポーランドの東境を定めた。それがいはゆる「カーゾン線」であるが、ポーランド軍は今や之を無視して、赤軍を追撃すること三百哩遠にリス

ニアの首都ヴィルナを占領した。これがためヴィルナ（ザイルン）問題が起り、兩國は永く反目することになつた。國際聯盟はこの問題の解決を圖つたが、兩國の強硬態度のため、遂に之を放棄した。

この他大戦直後に残つた國際紛争は枚舉に遑がない。その主要なるものを拾へば、フィンランドとスウェーデンはバルト海の奥ボトニア灣口を扼するオーランド諸島を争ひ、十年の後初めてフィンランドの所屬と決つた。ドイツから奪つたメーメル處置も紛争の種子となり、結局リスニアが之を押領して、在留のドイツ人を壓迫したが、ナチス擡頭後リスニアを抑へ、一九三九年遂に之を奪還した。

上シレジアの處分に關しては、人民投票後ドイツ、ポーランドの主張が衝突したばかりでなく、英佛の態度も亦相反し、一時歐洲再亂の恐れがあつたが、結局國際聯盟が仲裁し、その分割案を兩當事國に受諾させて事なきを得た。しかし之がためドイツは石炭、錫、鉛等最も大切な礦物資源とその工場とを失ひ、他日之を回收するの機を待つに至つた。

4 世界恒久平和の夢

世界大戦の最中から、各國民の間に起つた恒久平和の希求に應じ、對案を立てる政治家が少からず現れた。英のロバート・セシルや、佛のレオン・ブルジョア、南阿のスマッツの如き最も著名であるが、パリの講和會議では、米國大統領ウィルソンに敬意を表し、彼の國際聯盟規約案を議題に上げせた。然るにこの原案に對しては、歐洲大國代表者の間にも異議が多いのみならず、米國の内部にも批難轟々たるものがあつた。かくて修正又修正して漸く確定した規約が、對獨、對奧各平和條約の冒頭

に掲げられたのである。この規約はウィルソンの原案に比すれば全く骨抜きとなつて居り、その規約の下に成立する聯盟が實際平和維持に何程の實力を發揮するを得るかは、當初より識者の甚だ疑ふ所であつた。

一體この聯盟の規約は大戦直後英・米・佛等聯合諸國が獨項側に酷烈なる制裁を加へ、これを壓伏せる情勢を永遠不動のものたらしめんとするもので、之が變更を企つるものには、是非を問はず、之を平和の敵、侵略者として共同的制裁を加へんとするのである。これは實に無法極まる話で、時々刻々進展する世界を人爲的に一度に釘付けにせんとするもので、そんなことが人間の力でできるものでないことは明らかである。況んや聯盟規約が精神的並びに物質的生活に於て、全然基調を異にし、國際情勢も亦全然特異なる東洋諸國をも西洋諸國と一律の規約の下に取り入れたのは、非常な無理であつて、之を白人制覇權の重壓下に壓伏せる諸民族から觀れば、彼等は此の規約によつて永遠に解放と發展の機會を奪はれることになるのである。

國際聯盟は、現状維持によつて平和を維持せんとするから、ヴェルサイユ體制を成立させた諸國が之を擁護するのは當然であつた。英佛の如き大國は之を利用してその優越的地位をいつまでも保たうとするし、諸小國は又これによつて、大國の侵略を防ぎ、自己の存立を完うせんとするのである。それで聯盟はその成立以來、歐洲内部の紛争解決に多少の成績を挙げないではなかつた。然しそれは何れも小國間の紛争であつた。

小國間の紛争にしても、兩當事國がどちらも強硬で相譲らない場合には、聯盟は手を焼いて投げ出すより外は無かつた。例へば前述ポーランド、リスマニア間のウィルナ問題の如きもそれである。聯盟が取扱つて解決した紛争中の大物は、ドイツ對ポーランドの上シレジア問題であつた。これは大戰の終局から僅か二年後のことであつて、各國とも何分疲弊し切つて居り、これがために再び戦端を開く意思も力もなかつた時のことである。若し大國が相當國力を回復してから、その間に利害の衝突が起り、而して雙方相譲らざる場合、聯盟は戦争防止の使

命を果す何等の實力もないことは初めから豫想された。果然昭和六年滿洲事變が一度起つて聯盟が支那の虚偽宣傳に耳を傾けて、日本の正當なる主張を容れず、非聯盟國たる米國をも味方に引入れて日本を壓伏せんとするに及び、日本が斷乎たる決意を以て所信に邁進するに及んで、聯盟は何等實質的制裁を我が國に加へることができず、僅かに我が國の容認し難き勸告書を我が國に突付けるに過ぎなかつた。我が國が斷乎これを一蹴して、一九三三年(昭和八年)三月聯盟脱退を通告するに及んで、聯盟の無力は遺憾なく暴露されたのである。

この後に於ける歐洲情勢の激變により、聯盟は益々その影を薄くし、歩一步寡々に近づいた。今次ドイツ軍のポーランド侵入に當り、近く開かれるはずになつてゐた聯盟理事會が無期延期となつた時を以て、聯盟は寂滅したと見るべきであらう。世界恒久平和の維持は、世界大戰に疲れ切つた人類の夢であつた。(以下次號につづく)

—筆者は東京帝國大學名譽教授、文學博士—

精勤の頁

明治節奉祝實施要綱(昭一四一〇五)

一、趣 旨

謹みて明治節を壽き奉り、明治天皇の聖徳を仰ぎ鴻業を傳ひ奉ると共に皇運扶翼の奉公精神を國民各人の行動の基本として眞に舉國一體たる國民的借念を昂揚して國民精神總動員を強化し、強力日本建設に向つて邁進するの決意を固めむとす。

二、實施方法

(一) 當日午前九時を期し「國民奉祝の時間」を設け、各家庭其の他の場所に於て夫々宮城遙拜を行ふこと。此の爲同時刻には汽笛、サイレン、

鐘等を用ひ適當なる周知方法を講ずること。

向ラヂオは同時刻に「國民奉祝の時間」の放送を行ふこと。

(二) 官公署、學校、各種團體、會社、銀行、工場等に於ては奉拜式又は奉祝式を行ひ、特に本文趣旨の徹底を図ること。

(三) 市町村に在りては成るべく市町村民のため神社、學校、公會堂等適當なる場所に於て奉祝の方法を講じ、本文趣旨の徹底を図ること。

國民精神作興ニ關スル詔書發
發記念日要綱(昭一四一〇五)

一、趣 旨

十一月十日は國民精神作興に關する詔書發後の日を以て「國家興隆の本は國民精神の剛健に在り」と宣はせられたる。聖旨を奉體して戰時下國民

の精神的團結を益昂揚し以て新東亞建設に邁進すべき旺盛なる精神力の涵養に努めむとす。

二、期 日

昭和十四年十一月十日(金曜日)

三、實施要項

(一) 官公署、學校、各種團體、會社、銀行、工場等に於ては朝禮其の他適當なる機會に國民精神作興に關する詔書を捧讀し訓話を行ひ以て、聖旨の存するところを一層深く服膺すること。

(二) 市町村に於ては詔書發記念日を中心として各部落、町内の常會等を開催し詔書の御趣旨の徹底を図ること。

(三) 教育教化關係團體は詔書の御趣旨徹底の爲、講演會、懇談會其の他適當なる施設を催して、聖旨の徹底に努むること。

阿部内閣總理大臣訓示要旨

(昭和十四年十月二日)
地方長官官報

政府は茲に聲明を發して現内閣が抱懐する政綱の一斑を宣明した。現内閣は現下の重大時局に處し堅き決意を以て其の具現に邁進せんとするものである。聲明の冒頭に於て「國體の本義に徹し」と述べたのは申す迄もなく國體觀念を明徴にし、肇國以來一貫不變の我が傳統精神である皇運扶翼の精神、私を捨てて公に奉ずるの精神を基礎として内治外交萬般の施政に精進して以て今日の時代を指導し發展せしむることが國政の第一義であると確信するからである。當に世の所謂自由主義個人主義萬能の思想から蟬脱して、中央地方を通じ、其の官たると民たるを問はず、政治行政も國民各個の營みも齊しく此の大精神に歸一して、舉國一體たるの實を擧ぐべきである。現内閣の政綱は、即ち此の精神を基本として出發したのであるが、その中に掲げたる當面の要務の二三に就いて、重ねて諸君の理解と協力を求めたいと思ふ。

一、現下の國際情勢の複雑微妙なる、其の動向、歸趨速かに逆睹すべからざるものがある。而して帝國の直面して居る國際的諸問題も亦複雑多變である。帝國としては此の間に處し徒らに苟安を事とせず、將た權略に流れず、克く帝國獨自の立場に立つて帝國の地位を確保し、主張を堅持し、會通の運に乗じ更張の期を啓くことを期せねばならぬ。しかも帝國の今日當面せる最大の問題は實に支那事變の處理であり、東亞に於ける新態勢の建設である。従つて政策の中核をこの支那事變處理に置き内外諸般の施策が此の目的に統合集中されなければならぬと考へる。

支那事變處理の根本方針は茲に決定せられ、嚴として動かすべからざるものが存する。是は内閣の更迭に依つて變動すべきものでない。稜威の下、皇軍不斷の進撃と國際情勢の變動とに依つて、最近抗日政府の實力は頓に減退し、又新中央政府が新支那更生に協力する同要具眼の士に依つて近く其の成立を見んとして居る。政府は此等の趨勢に鑑み、新中央政府に對しては進ん

で之が成立を援け、之と提携協力して事變處理の完遂を圖らんとするものである。其の他支那事變處理の爲には適切機宜の一切の處置を講ぜんとするものである。然し乍ら新中央政府の成立乃至抗日政權の衰退を以て、事變の終結と爲すが如きことがあつてはならない。今日我々に課せられた使命は單なる和平の回復ではない。日滿の一體性と日支の新關係とが實現され、依て東亞新秩序の建設成り、東亞永遠の安定が確保せらるゝことを事變處理の最高目標である。此の事たる、國際情勢の變轉如何に拘らず、毫も動搖すべきものではない。故に歐洲戦争の勃發に際しても、之に介入することなく、東亞に於ける事態の改善に一路邁進せんとするものなることを明かにしたのである。尤も歐洲戦争に不介入であり、自主適往であるといつても決して徒らに孤立以て自ら尙くし、國際的に拱手傍觀で居らうとするものではない。苟も帝國の立場を理解し東亞に於ける事態の改善に協力を吝まざる國に對しては、我が友邦として共に東亞を延びて世界の進運に協

力すべく、又然らざる國に對してもあらゆる機會と努力とに依り之を適正に導くべく、しかも尙ほ惡意を以て我が誠意を理解せざらんとする國に對しては斷乎たる決意を以て之に對處する覺悟である。

一、支那事變處理の爲に適切機宜の方策を講じ、又世界情勢の推移に對處して萬般の措置遺漏なきを期せんが爲には、外には列國の動向を注視し東亞新秩序の建設を妨ぐるることならしむると共に、内には銳意軍備の充實と基本國力の培養とに精進せねばならぬ。蓋し現下國內各般の事は最早各部面各層の任意不統一なる努力發展に委するを得ざる實情に在り、是に於て益々綜合經濟力の擴充を圖りその運用を有効にし、國家總動員態勢を愈々整備強化しなければならぬ。之が爲生産力擴充計畫の實行の促進、日滿支を通ずる綜合計畫の確立が必要であり、先づ以て此の新情勢に應じて貿易省の新設其の他貿易體制の強化整備を急いで居る次第である。又國の全力を最も有効に發揮せしめる様相種いで國家總動員法の發動を促し、産業經濟の戰時態勢化を圖つてお

る。殊に物價の暴騰を防ぎ思惑の跳梁を抑ふることは時局下經濟政策の中心をなすものと認め、價格等の引上禁止の應急措置を講ずると共に適正價格等に依る價格等の統制を一層廣汎に且つ急速に實施することとしたのである。一方之と共に今後は總ての物資殊に生活必需品に就ても努めて消費の節約が圖られねばならぬ。又あらゆる無駄を排除して物資の活用を期すべきである。此等は全國民奉公の精神の發揚に依てのみ其の效果の完璧を期待し得るのであるが、之が爲には先づ以て官吏自ら國民に率先して之を實踐に現し、國民が如實に此の趣旨を理解する様努力すべきである。殊に此際注意し度きは、或は各種態勢の整備強化と言ひ、經濟統制消費節約と言ひ、官憲の指導強度を加ふるに從ひ、往々にして徒らに國民に壓迫感を昂め、國民の志氣を萎靡せしめ、延いて國運の進展を阻むの虞なしとしなす。諸君は特に此點に留意し各種法令の運用を爲すに當つては懇切鄭重以て其の趣旨の徹底を圖り、努めて國民眞實の聲に聴き、國民の十分なる理解と徹底せる

信頼との下に我が國戰時經濟の圓滑なる運営が行はるゝ様格別の御努力が願ひたい。事變勃發以來既に二年を過ぎ、我が國民の献けた有形無形の犠牲は寔に大なるものがある。之を空しくせずして新東亞建設の礎石たらしめてこそ、大陸の曠野に貴い血汐を流した英靈も莞爾として瞑し得るのである。それが爲には今や益、國の全知全能全力を動員し、社會的政治的態勢をこの時局に即應して戰時化すべきである。愈々國民精神を昂揚し、益々強力日本の建設に向つて邁進せねばならぬ。政綱政策の重んずべきは、其の文字に非ずして之が實行に在ることとを言を俟たぬ。政府は曩に聲明した政綱の實行について全力を竭し、以て國民の期待に副ふ覺悟である。諸君は行政の第一線に於て、常に親しく國民諸層に接せられ諸政策の實施、諸制度の運用に當らるゝが故に、政府の意の在る處を體し、よく官民一體の實を擧ぐるに努むると共に政府各部と一層連絡を密にし、各級の運営に完璧を期せらるゝ様懸命の御努力を望む次第である。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- 各法令の全文は、公布された日と同日の官報に掲載されてゐる。
- ◇通信部内臨時職員設置制中改正ノ件 (九月十六日公布勅令第六百四十五號)
 - ◇關東州學校卒業生使用制限令 (九月十六日公布勅令第六百四十六號)
 - ◇大正十一年勅令第六百一號陸軍軍法會議法第一條第二項ノ規定ニ依リ除外スヘキ者ニ關スル件廢止ノ件 (九月十六日公布勅令第六百四十七號)
 - ◇大正十一年勅令第六百二號海軍軍法會議法第一條第二項ノ規定ニ依リ除外スヘキ者ニ關スル件廢止ノ件 (九月十六日公布勅令第六百四十八號)
 - ◇從來陸海軍各部隊所屬の職工は、陸海軍各軍法會議の裁判權に服すべき者の中から除外されてゐたのであるが、これは近時の實情に副はないので、今同之を改めて軍法會議の裁判權に服せしめることとしたものである。
 - ◇輕金屬製造事業法施行期日ノ件 (九月十六日公布勅令第六百四十九號)
 - ◇輕金屬製造事業法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件 (九月十六日公布勅令第六百五十號)
 - ◇輕金屬製造事業法ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (九月十六日公布勅令第六百五十一號)
 - ◇輕金屬製造事業法施行令 (九月十六日公布勅令第六百五十二號)
 - ◇輕金屬製造事業法を九月二十日より施行することに定め、是に應じ朝鮮及び臺灣に於て必要に依りその一部を施行することと

し又同法施行に伴ひ必要な諸規定を定めたものである。

前號正誤

- 一頁 下段三行目 駐劄大使 駐劄大使
- 四五頁 下段三行目 駐劄大使 駐劄大使

週報三周年の夕

—時局講演と「新大陸」試寫の會—

内閣情報部では、週報發刊三周年を記念し、東京府市後援の下に左のプログラムで「記念の夕」を催すことになりました。

日時 十月十四日(土)午後六時二十分開會(開場は五時半)

場所 日比谷公會堂

講演 機務内閣情報部長、河相外務省情報部長、

清水陸軍省情報部長、金澤海軍省海軍軍事普及部委員長

試寫「新大陸」全八巻

内閣情報部監修、同盟通信社製作

入場無料(滞員の節はお断りすることがあります)

増員とその対策

先づ時間管理の徹底化を！
生産増充に 能率増進に 従業員増加
と共にニデカの御設備こそ羽下の急務です

登録商標



ニデカ
日本電気株式会社
タイムレコーダ

出運動用に・作業記録に・原価計算に
★ベル・サイレンの鳴らせる便利な自働時報装置

日本電気株式会社特定販賣所

ニデカ販賣株式会社

本社 東京都日本橋區橋二丁目(大岡ビル) 電話 日本橋 4597・5034
支店 大阪市西區土佐堀一丁目(大岡ビル) 電話 西區 7033・4243
出張所 福岡市下土居町三番地(博多ビル) 電話 4416

國語學圖書たより

◇神典翼―第三卷(矢野玄道著) 神典翼は古事記本文に基づき書紀以下の文を吟味配當し諸家の説を整理し批判研究の資料を網羅したもので、記紀の研究、國體、神道、國史の講究に有益な参考になると思ふ。本巻は十三之卷より二十二之卷構築宮の條までを収む。(第7三三頁、定価七圓、送料三錢、發行東京市品川上大崎長青五、八四國民精神文化研究所 振替東京八四六八六號)

◇世界に伸び行く日本語(外務省文化事業部編) 本書は今日世界に於ける日本語の普及状態とそれに關聯して國際文化事業について述べたもので、日本語の進出状況を各別に實例を上げて説明し、附録として在外公館よりのその國に於ける日本語研究や日本語教授に關する報告書が載せてある。(四六頁、三四頁、國際文化事業部編、二四四頁、切符の方は郵券三錢、輸入の文化事業部第二課宛、中込み)

◇日本教育原論(福島政雄著) 我が國の教育はその根柢に於て我が皇國独自の生命を基礎として行はるべきものであるとし、日本

教學局紹介圖書

の國家的生命の發達のあとを辿り、皇國の衷心生命に觸れて、その教育の行はるべき所以の原理を明らかにせんとしたもので、第一編として著者が昭和十三年夏大阪師道會で行つた講話三章として、我が國家社會と教育、我が國民性と教育、我が國民理想と教育を収め、第二編として素質論、鍛錬論、愛憎論、教科論、幽玄美論等、我が國教育の特殊な形相を考究し、現在の教育に論及してゐる。(第1二九〇頁、定価二圓八〇錢、送料一四錢、發行東京市牛込區野分町三三、發行所、振替東京七八三三三號)

◇國語學新編(東條操著) 本書は、明治時代以降本書出版の時期に至るまでの國語學の全野の鳥瞰的素描である。全篇三十章は各項目別に記述してあるが、重要な問題があればその條々に於て明治時代以前の學說にも言及してあり、國語學概論の體裁を備へてゐる。論述は簡潔しかも簡明、國語學概論としてもふさはしい。殊に最近一般の關心が國語問題に注がれ、やゝもすれば荒唐無稽の論も少くない折柄、本書の如き理窟に據ることなく、よい意味の通俗性をも備へた好著の出たことはその意義も大きいであらう。(第1四五二頁、定価三圓五〇錢、送料二錢、發行東京市神田區錦町三、發行所、振替東京七八三三三號)

注意	御	所	込	申	價	定
本誌に限り	十	錢	送料	共		
▲預約送付希望の方は一部送料(外圍郵便に依る地域は十錢)の割合を以て前金を添へ御申込み下さい						
▲特大號の場合は其の都度御送金より差額を申受け下さい						
▲本誌より特約の場合には必ず、四角形封筒より「特約」の旨を明記し、且つ右欄に宛先、開封後送金振込額を三割程度お送り下さい						
▲本誌宛に送付する場合は必ず、封筒に「本誌」の旨を明記し、且つ右欄に宛先、開封後送金振込額を三割程度お送り下さい						
▲本誌を他へお送りの場合は宛先(郵便一紙)を本誌へ報告希望の場合は内附印刷局へ						
昭和十四年十月十一日印刷發行						
編輯者	内	閣	情	報	部	
印刷者	内	閣	印	刷	局	
發行所	東京市神田區大塚町					
本誌に限り	十	錢	送料	共		
▲預約送付希望の方は一部送料(外圍郵便に依る地域は十錢)の割合を以て前金を添へ御申込み下さい						
▲特大號の場合は其の都度御送金より差額を申受け下さい						
▲本誌より特約の場合には必ず、四角形封筒より「特約」の旨を明記し、且つ右欄に宛先、開封後送金振込額を三割程度お送り下さい						
▲本誌宛に送付する場合は必ず、封筒に「本誌」の旨を明記し、且つ右欄に宛先、開封後送金振込額を三割程度お送り下さい						
▲本誌を他へお送りの場合は宛先(郵便一紙)を本誌へ報告希望の場合は内附印刷局へ						
昭和十四年十月十一日印刷發行						
編輯者	内	閣	情	報	部	
印刷者	内	閣	印	刷	局	
發行所	東京市神田區大塚町					

露光量違いにより重複撮影

週報

十月十八日 號

第一五七號

昭和十四年十月十八日 發行
昭和十四年十月十八日 發行
（毎週一回水曜日發行）

五錢

特別寄稿



大戦への歐洲

歐洲戦争と宣傳戦
軍人援護會の二大事業
中等學校入學者選抜方法の改正
況戦 洞庭湖上海軍部隊の奮戦

週報

昭和十四年十月十八日 發行
昭和十四年十月十八日 發行
（毎週一回水曜日發行）

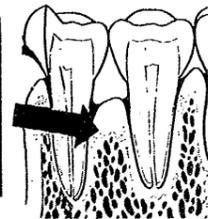
内閣印刷局印刷發行

藥用 磨齒クラブ + 齒齦マッサージ はぐき = 健全な歯牙



ムシ歯

栄養を低下させ體力を減失する恐
しい國民病を絶滅せよ！ 恐るべ
きムシ歯の直接的預防には藥用ク
ラブ磨齒で口腔を完全に清掃する
より他に方法がありません。



齒槽膿漏

膿と共に血や膿が流れて次々
に齒がぐらぐらして抜ける恐しい
病氣。この預防には藥用クラブ磨
齒を使って齒ぐきも一踏に齒ブラ
シでマッサージなさるのです。

齒を大切になさる方は
必ず御實行下さい！
藥用クラブ磨齒で齒ぐきも共
にブラシでマッサージする！
これが強健な齒を保つ秘訣
です。口中の細菌を淨化する
と共に齒ぐきの循環機能をた
かめムシ歯・口臭・齒槽膿漏
の原因を一掃します。

(判[A5] 格規定國はさ大の書本)